

平成21年10月27日

平成21年10月28日

標 茶 町 議 会
平成20年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1号（10月27日） | |
| 開会の宣告 | 3 |
| 委員長の互選 | 3 |
| 副委員長の互選 | 4 |
| 付議事件 | |
| 認定第1号 平成20年度標茶町一般会計決算について | 4 |
| 認定第2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算について | 4 |
| 認定第3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算について | 4 |
| 認定第4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算について | 4 |
| 認定第5号 平成20年度標茶町土地地区画整理事業特別会計決算について | 4 |
| 認定第6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算について | 4 |
| 認定第7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算について | 4 |
| 認定第8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算について | 4 |
| 認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算について | 4 |
| 決算審査意見書補足説明 | 29 |
| 内容質疑 | 33 |
| 散会の宣告 | 53 |
| 第2号（10月28日） | |
| 開議の宣告 | 58 |
| 付議事件 | |
| 認定第1号 平成20年度標茶町一般会計決算について | 58 |
| 認定第2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算について | 58 |
| 認定第3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算について | 58 |
| 認定第4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算について | 58 |
| 認定第5号 平成20年度標茶町土地地区画整理事業特別会計決算について | 58 |
| 認定第6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算について | 58 |
| 認定第7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算について | 58 |
| 認定第8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算について | 58 |
| 認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算について | 58 |
| 総括質疑 | |
| 深見 迪 君 | 58 |
| 舘田 賢治 君 | 63 |
| 閉会の宣告 | 78 |

平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成21年10月27日（火曜日） 午前10時15分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成20年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算
- 認定第 5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算
- 認定第 6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第 8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（12名）

| | | | | | |
|-----|----|----|------|----|------|
| 委員長 | 末柄 | 薫君 | 副委員長 | 田中 | 敏文君 |
| 委員 | 田中 | 進君 | 委員 | 黒沼 | 俊幸君 |
| 〃 | 越善 | 徹君 | 〃 | 後藤 | 勲君 |
| 〃 | 林 | 博君 | 〃 | 舘田 | 賢治君 |
| 〃 | 深見 | 迪君 | 〃 | 川村 | 多美男君 |
| 〃 | 小林 | 浩君 | 〃 | 平川 | 昌昭君 |

○欠席委員（2名）

委員 菊地 誠道君 委員 小野寺 典男君

○その他の出席者

議長 鈴木 裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|--------|
| 町長 | 池田 裕二君 |
| 副町長 | 及川 直彦君 |
| 総務課長 | 玉手 美男君 |
| 企画財政課長 | 森山 豊君 |
| 税務課長 | 高橋 則義君 |
| 管理課長 | 今 敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾 昌之君 |

| | |
|-------------|----------------------|
| 農 林 課 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 建 設 課 長 | 井 上 栄 君 |
| 水 道 課 長 | 妹 尾 茂 樹 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 表 武 之 君 |
| 病 院 事 務 長 | 蛭 田 和 雄 君 |
| や すら ぎ 園 長 | 山 澤 正 宏 君 |
| 教 育 長 | 吉 原 平 君 |
| 教 委 管 理 課 長 | 島 田 哲 男 君 |
| 指 導 室 長 | 川 嶋 和 久 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 中 居 茂 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | 牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務) |
| 会 計 管 理 者 | 稲 沢 伸 穂 君 |
| 兼 出 納 室 長 | |
| 監 査 委 員 | 田 中 俊 彦 君 |
| 監 査 委 員 | 伊 藤 淳 一 君 |
| 監 査 事 務 局 長 | 佐 藤 吉 彦 君 (議会議務局長兼務) |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 議 事 係 長 | 服 部 重 典 君 |

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。
(午前10時15分)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席2名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川君から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川君からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、末柄委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川君から、委員長に末柄君の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には末柄君が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

(委員長 末柄 薫君委員長席に着く)

○委員長(末柄 薫君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(末柄 薫君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、私から指名推薦することでお諮り願います。

○委員長(末柄 薫君) ただいま平川君から指名推薦の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川君からの指名推薦に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、田中敏文委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(末柄 薫君) ただいま平川君から、副委員長に田中敏文君の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には田中敏文君が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○委員長(末柄 薫君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第9号

○委員長(末柄 薫君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号を一括議題といたします。

認定9案について説明を求めます。

企画財政課長、森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) 初めに、認定第1号から第7号までの平成20年度標茶町一般

会計、特別会計6会計の決算内容についてご説明させていただきます。

まず、本町の行財政を取り巻く情勢であります。ご案内のとおり、我が国の経済は米国発の金融危機の蔓延により100年に1度の未曾有の不況と言われ、消費の落ち込み、生産調整、雇用の悪化に拍車がかかり、その影響は北海道、そして本町にも厳しい影を落としており、また急速に進行する少子高齢化を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫しております。このような情勢であればこそ、自助、共助、公助のバランスのとれた協働のまちづくりが不可欠であり、町民の皆様、関係機関、団体のご理解を賜り、まちづくりを推進してきたところでありますし、平成20年度においては緊急経済対策として3次にわたる補正予算を組み、対策を講じてきたところであります。

次に、財政を取り巻く状況であります。ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は、国、道への依存体質が引き続き顕著であります。平成20年度における自主財源比率は決算年度数値で33.4%となり、対前年度比では2ポイントの改善となりました。内容的には自主財源の主軸をなす町税は、固定資産税の増加により収入済額は増えているものの、経済環境の悪化等により納税環境は厳しく、収納率としては昨年を若干下回っており、また歳出におきましても制度改革による扶助費の増加が続くなどの要因や山積する行政課題と相まって、本町財政は総じて厳しい状況が続いております。また、地方交付税につきましては、若干の改善は見られるものの、いまだ不確定要素があり、ピーク時から見ますと大きく減額されており、依然として厳しい環境下にあります。このようなことから、将来に向け持続可能な健全で安定した財政運営を目指し、前年に引き続き財政の効率化、質的改善に取り組んできたところであります。平成20年度中に実施いたしました行財政改革につきましては、一般職給与は対前年比で5,306万4,000円の削減を行ったところであります。

それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料により説明をさせていただきますが、一般会計は歳入決算で97億804万5,513円、歳出決算額は96億1,462万340円で歳入歳出差引額は9,342万5,173円となり、特別会計6会計全体では歳入決算額36億9,878万8,391円、歳出決算額36億5,619万5,131円で、歳入歳出差引額は4,259万3,260円で決算を終えたところです。

そのうち町税でございますが、厳しい経済状況のもと、所得全体の落ち込み等多くのマイナス要因を抱えながらも課税客体の適正な捕捉、収納対策の取り組みなど、納税者への理解を求めながら対応してまいりまして、収納率は89.0%となり、対前年度比0.1ポイントの減となったところであります。収納対策につきましては、収入確保に向け、一層のご理解とご協力をいただける努力を積み重ねるとともに、釧路・根室広域地方税滞納整理機構の機能を生かした中で成果を上げつつ、また夜間納税窓口の開設、差し押さえ、インターネット公売等につきましても取り組んでまいりました。

次に、基金の支消であります。財政調整基金を3億3,000万円、備荒基金を5億424万9,000円、合計8億3,424万9,000円を支消いたしまして、所要財源の調整を図ってきたところであります。

なお、後ほど説明いたしますが、平成20年度中の財政調整基金、減債基金及び備荒資金への積み立てにつきましては、9億1,095万6,871円を積み立てたところであります。

歳出につきましては、後ほど主要な施策の成果等において概要を申し上げますが、当初予算可決後6回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってきたところであります。

また、一般会計より国民健康保険事業事業勘定特別会計に8,498万4,219円、老人保健特別会計に640万8,034円、下水道特別会計に3億552万3,121円、土地区画整理事業特別会計に2億8,269万1,055円、介護保険事業特別会計に1億7,824万8,000円、後期高齢者医療特別会計に2,540万7,118円を繰り出しし、それぞれ事業に支障がないよう配慮したところであります。その結果、平成20年度に係る財政指数は、財政力指数が0.221で、経常収支比率は交付税や臨時財政対策債の減少等により引き続き高い状況となっておりますが、88.1%となり、前年度より1.8ポイント改善したところであります。また、公債費比率につきましても16.9%と対前年比1.7ポイント低くなっており、起債制限比率につきましても10.9%となり、0.4ポイント改善したところであります。

なお、後ほど報告させていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標につきましても、すべて財政健全化判断基準をクリアしております。

次に、認定第1号から第9号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきましてご説明を申し上げます。

決算資料1ページ、各会計歳入歳出総括表についてご説明を申し上げます。決算資料1ページをお開きください。

まず、一般会計であります。歳入決算額は97億804万5,513円、歳出決算額は96億1,462万340円で、歳入歳出差引額は9,342万5,173円となりました。

次に、国民健康保険事業事業勘定特別会計ですが、歳入決算額は11億4,323万5,451円、歳出決算額は11億3,691万4,876円で、歳入歳出差引額は632万575円となりました。

下水道事業特別会計では、歳入、歳出とも8億8,477万810円となりました。

老人保健特別会計では、歳入決算額は1億2,603万5,041円、歳出決算額は1億1,652万3,945円で、歳入歳出差引額は951万1,096円となりました。

土地区画整理事業特別会計は、歳入、歳出とも2億8,437万1,321円となりました。

次に、介護保険事業特別会計であります。まず保険事業勘定につきましては、歳入決算額は6億8,042万3,241円、歳出決算額は6億6,656万6,745円で歳入歳出差引額は1,385万6,496円となり、サービス事業勘定では歳入決算額が5億247万6,907円、歳出決算額は4億9,041万3,074円となり、歳入歳出差引額は1,206万3,833円となりまして、介護保険事業特別会計トータルでは、歳入決算額11億8,290万148円、歳出決算額11億5,697万9,819円、歳入歳出差引額は2,592万329円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は7,747万5,620円、歳出決算額は7,663万4,360円で、歳入歳出差引額は84万1,260円となりました。

企業会計を除く各会計では、歳入決算額134億683万3,904円、歳出決算額132億7,081万5,471円で、歳入歳出差引額は1億3,601万8,433円で決算を終えたところであります。

ちなみに、平成19年度における歳入決算額は139億9,592万4,924円、歳出決算額は138億6,499万5,037円でありまして、平成20年度決算額と平成19年度決算額を比較いたしますと、歳入決算額では5億8,909万1,020円、4.2%の減、歳出決算額では5億9,417万9,566円、4.3%の減、歳入歳出差引額では508万8,546円、3.9ポイントの増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1款町税から21款町債までの合計で申し上

げますが、最終予算額104億4,734万9,000円に対しまして、調定額は100億6,252万8,816円で、収入済額は97億804万5,513円、不納欠損額365万1,311円、収入未済額につきましては3億5,083万1,992円で、収納率は96.5%となりました。

ちなみに、収入済額97億804万5,513円のうち自主財源は32億4,630万1,421円で、対前年度と比し2ポイント増の33.4%で、依存財源は64億6,174万4,092円で66.6%を占めたところであります。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳です。1款議会費から15款予備費まで合計で申し上げますが、最終予算額104億4,734万9,000円に対しまして、支出済額は96億1,462万340円、翌年度繰越額7億8,033万5,179円、不用額は5,239万3,481円で、最終予算額に対する支出済額の比率は92%となりました。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳であります。その主なもののみ説明をいたします。人件費につきましては、平成19年度15億3,561万円に対しまして、平成20年度は14億8,263万4,000円で、その構成比は15.4%となり、構成比の対前年度比では0.8ポイントの減、金額は5,297万6,000円の減で、対前年比では3.4%の減となりました。

物件費では、平成19年度決算額が13億9,499万5,000円に対しまして、平成20年度決算額は13億2,496万4,000円で、その構成比は13.8%、対前年比では1.0ポイントの減、金額でも7,003万1,000円の減で、対前年比5.0%の減となりました。

補助費等では、平成19年度決算額20億1,835万9,000円に対しまして、平成20年度は20億5,462万4,000円で、その構成比は21.4%で、前年と同じであります。金額は3,626万5,000円の増で、対前年比1.8%の増となっております。

普通建設事業費では、平成19年度決算額12億2,010万7,000円に対しまして、平成20年度決算額は12億9,625万5,000円、その構成比は13.5%で、対前年比0.6ポイントの増、額でも7,614万8,000円、対前年比6.2%の増となりました。

公債費では、平成19年度決算額13億1,851万5,000円に対しまして、平成20年度決算額は12億1,182万2,000円で、その構成比は12.6%、対前年比1.3ポイントの減、額でも1億669万3,000円の減、対前年比で8.1%の減となりました。

繰出金では、平成19年度決算額8億9,655万2,000円に対しまして、平成20年度決算額は9億69万5,000円で、その構成比は9.4%、前年対比では0.1ポイントの減、金額では414万3,000円、対前年比で0.5%の増となっております。

次に、5ページから7ページであります。ただいまご説明いたしました歳入歳出、そして歳出の性質別につきまして、今年度は平成16年度を基準といたしまして、平成20年度までの趨勢比較を行っております。

まず、5ページの一般会計年度別歳入比較表であります。特徴的なものについてご説明を申し上げます。まず、町税であります。前々年度までは減少しておりましたが、前年から増加し、平成20年度は平成16年度と比較いたしますと106.8%となっております。逆に、地方譲与税につきましては年々増加しておりましたが、平成19年度の所得譲与税の廃止になったこと、平成19年度暫定税率が一時凍結になったことから、平成20年度は87.1%と減少しております。配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成16年度に新設されたものであります。問題の地方交付税につきましては、平成16年度と比較いたしますと2,042万円の増となり、

若干の上向き傾向が見られますが、ピーク時の平成11年度と比較しますと17億3,044万4,000円減少しております。国庫支出金につきましては、公共事業の縮減等により減少傾向にありましたが、前年度に引き続き国の補正予算による交付金等によって平成16年度に比し111.7%となっております。財産収入であります、平成16年度は農業施設売払収入があったことから数値が突出しております。それ以降は、ほぼ平準化されているところであります。繰入金につきましては、公債費償還のピークが過ぎたことから、平成16年度と比し49.7%となっております。町債につきましては、平成15年度以降削減を図り、平成20年度では平成16年度に比し61.7%となっております。

歳出につきましては、7ページをお開きください。一般会計年度別歳出性質別比較表であります、人件費では、行財政改革を実施しておりますことから、平成16年度に比し86%まで減少しております。扶助費につきましては、措置から契約へと変更になって以降増加傾向にあります。公債費につきましては、償還のピークであります平成15年以降減少を続けており、平成20年度も平成16年度に比し79.8%となっております。普通建設事業費につきましては、国の公共投資削減方針もあり、ここ数年減少傾向にありましたが、平成20年度につきましては前年に比し金額は増額となっておりますが、平成16年度に比しますと79.1%にとどまっております。出資金につきましては、新設されました地方公営企業等金融機構に対する出資でありまして、皆増となっております。

なお、6ページの歳出費目別の比較につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、8ページの国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります、歳入では1款国民健康保険税は、最終予算額3億5,144万7,000円、調定額4億6,353万3,415円、収入済額3億4,005万3,300円、不納欠損額596万8,158円で、収入未済額は1億1,751万1,957円で、最終予算額に対する収納率につきましては96.8%、調定額に対する比率は73.4%となりました。なお、新たに4款前期高齢者交付金1億6,733万6,099円が決算額として出ております。

以下、款別の説明を省略させていただき、合計のみをご説明いたします。合計では、最終予算額11億5,500万6,000円に対し、調定額12億6,697万4,566円、収入済額11億4,323万5,451円、不納欠損額596万8,158円、収入未済額につきましては1億1,777万957円で、最終予算額に対する収納率につきましては99%、調定額に対する比率につきましては90.2%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費では支出済額が1,175万4,114円、2款保険給付費が7億334万3,906円、新たに加わりました3款後期高齢者支援金等につきましては1億4,308万2,774円、4款前期高齢者支援金等につきましては19万2,661円となりました。

以下、款別の説明を省略させていただきまして、合計で申し上げます、最終予算額11億5,500万6,000円に対し、支出済額は11億3,691万4,876円、不用額が1,809万1,124円で、最終予算額に対する支出済額の比率は98.4%となりました。

次に、ページが飛びますが、15ページをお開きください。国民健康保険事業決算の状況についてご説明いたします。まず、世帯数及び被保険者数の状況ですが、世帯数では平成20年度は1,751世帯ありますが、後期高齢者医療制度の導入により平成19年度に比し336世帯減少し、被保険者数につきましても3,586人で、平成19年度に比し1,010人の減であります。

次に、保険税の状況の現年度分であります、調定額につきましては3億4,226万4,100円で、

同様な理由等で平成19年と比較し8,487万9,100円減少し、1世帯当たりの調定額も9,201円減少しております。収納額の1世帯当たりでは18万3,736円で、平成19年度に比し9,123円減となりました。なお、現年度分の収納率は94.0%と対前年比0.23ポイント減少しております。

次に、滞納繰越分であります。調定額につきましては1億2,126万9,315円で、平成19年度に比し4,500万8,703円増加し、1世帯当たり調定額でも1万3,310円増加したところです。なお、平成20年度の不納欠損額は596万8,158円で、平成19年度に比し150万3,413円増加し、収納率では15.11%と対前年比で2.18ポイント増加したところでもあります。

次に、年度末滞納繰越分の推移につきましては、表に記載しているとおりであります。平成20年度の上昇率は96.5%と対前年比7.1ポイント減少しております。

16ページ以降の資料につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、9ページにお戻りください。下水道事業特別会計歳入歳出決算の状況ですが、まず歳入ですが、その主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金は、収入済額1,258万4,860円、収入未済額661万9,500円で、最終予算に対し98.9%の比率であり、2款使用料及び手数料は、収入済額7,368万8,390円、不納欠損額7万5,560円、収入済額762万2,520円で、最終予算額に対しまして101.3%、また3款国庫支出金は、収入済額9,380万円で、最終予算額に対しましては100%、5款繰入金につきましては、収入済額3億1,762万3,062円、最終予算額に対しまして99.2%、8款町債につきましては、収入済額3億8,260万円で、最終予算額に対して100%、合計では最終予算額8億8,667万5,000円、調定額8億9,908万8,390円、収入済額8億8,477万810円、不納欠損額7万5,560円、収入未済額1,424万2,040円で、最終予算額に対する収納率は99.8%となりました。

次に、歳出ですが、主なものとして1款総務費は、最終予算額8,491万6,000円に対し、支出済額8,401万4,702円で、最終予算に対する比率は98.9%で、2款公共下水道事業費は、最終予算額2億859万8,000円に対し、支出済額2億835万2,105円で、最終予算額に対する比率は99.9%となりました。3款公債費は、最終予算額5億9,239万5,000円に対し、支出済額5億9,239万4,223円で、最終予算額に対する比率はほぼ100%となりました。合計では、最終予算額8億8,667万5,000円に対し、不用額が190万4,190円で、最終予算額に対する支出済額の比率は99.8%となりました。

次に、10ページの老人保健特別会計歳入歳出決算の状況です。まず、歳入ですが、1款支払基金交付金から6款諸収入まで、最終予算額及び調定額に対し、収納率はほぼ100%となっております。合計では最終予算額1億2,603万3,000円に対し、調定額、収入済額ともに1億2,603万5,041円となりました。

次に、歳出ですが、合計のみでご説明いたします。最終予算額1億2,603万3,000円に対し、支出済額1億1,652万3,945円、不用額950万9,055円で、最終予算額に対する支出済額の比率は92.5%となりました。

次に、11ページの土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。まず、歳入ですが、その主なものについてご説明申し上げます。3款繰入金は、最終予算額2億8,290万7,000円に対し、調定額、収入済額とも同額の2億8,269万1,055円で、最終予算額、調定額に対する比率はそれぞれ99.9%、100%となりました。合計では、最終予算額2億8,458万7,000円、調定額2億8,554万4,187円、収入済額2億8,437万1,321円となり、最終予算額及び調定額に対する

収入済額の比率は、それぞれ99.9%、99.6%となりました。

次に、歳出ですが、1款事業費につきましては、最終予算額6,016万3,000円に対し、支出済額が6,007万2,913円、不用額9万87円で、2款公債費は、最終予算額2億2,430万2,000円に対し、支出済額2億2,429万8,408円、不用額3,592円で、執行率はそれぞれ99.9%、ほぼ100%となりました。合計では、最終予算額2億8,458万7,000円、支出済額2億8,437万1,321円、不用額21万5,679円で、その執行率は99.9%となりました。

次に、12ページの介護保険事業特別会計歳入歳出決算のうち保険事業勘定の状況であります。歳入の主なものについてのみご説明いたします。1款保険料は、最終予算額9,468万5,000円に対し、収入済額は9,911万7,900円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ104.7%、96.6%となり、2款国庫支出金は、最終予算額1億7,927万9,000円に対し、収入済額は1億6,189万5,521円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ90.3%、100%となりました。3款道支出金は、最終予算額7,956万5,000円に対し、収入済額は9,694万752円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ121.8%、100%となり、4款支払基金交付金は、最終予算額1億9,053万7,000円に対し、収入済額は1億9,235万6,485円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ101.0%、100%となりました。6款繰入金は、最終予算額1億2,870万8,000円に対し、収入済額は1億2,271万8,000円で、最終予算額、調定額に対する比率は95.3%、100%となり、7款繰越金は、最終予算額728万3,000円に対し、収入済額は728万3,979円で、最終予算額、調定額に対する比率はそれぞれほぼ100%となっております。合計では、最終予算額6億8,006万2,000円、調定額6億8,391万3,241円、収入済額6億8,042万3,241円となり、最終予算額、調定額に対する比率はそれぞれ100.1%、99.5%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費につきましては、最終予算額3,259万2,000円、支出済額3,055万916円、不用額204万1,084円で、その執行率は93.7%となり、2款保険給付費は、最終予算額6億1,213万円に対し、支出済額は6億263万2,954円、不用額949万7,046円で、その執行率は98.4%となりました。3款地域支援事業費は、最終予算額2,654万6,000円、支出済額2,535万8,320円、不用額118万7,680円で、その執行率は95.5%となりました。合計では、最終予算額6億8,006万2,000円に対し、支出済額6億6,656万6,745円、不用額1,349万5,255円で、その執行率は98%となりました。

次に、13ページのサービス事業勘定の状況であります。主なもののみについてご説明いたします。まず、歳入ですが、1款サービス収入は、最終予算額4億3,160万3,000円に対し、収入済額は4億3,029万3,424円、不納欠損額4,610円、収入未済額46万160円で、最終予算額、調定額に対する比率はそれぞれ99.7%、99.9%となり、2款繰入金は、最終予算額、調定額、収入済額ともに同額の6,003万円で、4款繰越金は、最終予算額1,173万1,000円に対し、調定額、収入済額はともに1,173万1,573円で、最終予算額及び調定額に対する比率はおおむね100%となり、合計では最終予算額5億385万7,000円、調定額5億294万1,677円、収入済額5億247万6,907円、不納欠損額4,610円、収入未済額46万160円となり、最終予算額及び調定額に対する比率は99.7%、99.9%となりました。

次に、歳出ですが、1款サービス事業費は、最終予算額5億370万7,000円、支出済額は4億9,041万3,074円、不用額1,329万3,926円で、その執行率は97.4%となりました。合計では、最終予算額5億385万7,000円に対し、支出済額4億9,041万3,074円、不用額1,344万3,926円で、

その執行率は97.3%となったところであります。

次に、平成20年度から始まりました14ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況ではありますが、主なもののみ説明をいたします。まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、最終予算額5,071万9,000円に対し、収入済額は5,102万円、収入未済額168万3,100円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ100.6%、96.8%となり、2款繰入金は、最終予算額2,540万8,000円に対し、収入済額は2,540万7,118円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれほぼ100%となりました。合計では、最終予算額7,717万8,000円、調定額7,915万8,720円、収入済額7,747万5,620円、収入未済額168万3,100円となり、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ100.4%、97.9%となりました。

次に、歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、最終予算額7,530万8,000円、支出済額7,481万7,338円、不用額49万662円で、その執行率は99.3%となり、合計では最終予算額7,717万8,000円に対し、支出済額7,663万4,360円、不用額54万3,640円となり、その執行率は99.3%となったところであります。

以上で平成20年度の決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。初めに、主要な施策の成果についてご説明いたしますが、資料の1ページから8ページに記載されております。

まず、産業の振興についてであります。基幹産業であります酪農情勢につきましては、非常に厳しい環境の中、生乳生産量は対前年比102%、16万6,000トンとなりました。また、経営安定のため、自給飼料基盤整備が求められており、草地整備事業を推進し、良質自給飼料の確保に努めました。一方、安心、安全が食のキーワードになっておりますが、本町産生乳の乳質はさまざまな施策と努力により全道トップクラスを維持し、消費者へ送り届けておりますし、環境と調和した生産は本町の責務でもあり、家畜ふん尿対策については関係機関と連携し、パンフレットの配布や情報提供、巡回を行い、違反発生予防に努めました。中山間地域直接支払交付金制度につきましては、集落協定の参加者382戸、18法人、2万5,769ヘクタール、交付金額は3億9,112万円となり、耕作放棄地の発生抑止に効果を上げています。育成牧場の運営につきましては、受託牛の適正管理に努め、哺育事業では高い評価を受けており、今後もさらなる技術向上を図ります。

林業振興につきましては、活力ある森林整備と適正な林地保全を推進すべく、保安林造林、保育事業を展開し、また治山、林道整備、普及啓発活動を行いました。森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、参加者、面積ともにふえ、189の個人、法人の参加で4,202ヘクタールの森林に対し協定を締結。適正管理が行われました。また、雇用機会の創出と町有林の整備推進を目的に、緊急雇用対策事業として135ヘクタールの枝払いを実施したところであります。

水産業の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ湖の環境保全に留意しつつ、増殖事業を支援し、またコイヘルプス対策につきましては漁協を主体に継続監視を行いました。条件つき移動が認められ、漁獲が可能になりました。

商業の振興につきましては、商工会に対する各種事業の支援を行い、またGOGOチャレンジショップ支援事業による新規事業所開設で空き店舗対策等に効果を上げるとともに、町融資制度の改善を図り、資金需要に対応してまいりました。

労働対策につきましては、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病対策など、労働者福祉の向上に努めたところであります。

観光の振興につきましては、本町の自然環境をテーマに、地域産業、歴史、文化、生活等の体験、学習、交流を推進するとともに、観光施設の維持管理と充実、観光、特産品のPRを展開してまいりましたが、町内3施設が産業遺産となり、新たな可能性が出たところであります。

次に、生活環境の改善についてであります。だれでも健康で安心して暮らせる快適なまちを目指し、地域要望や計画の優先度に意を配しながら、社会資本の整備に努めてまいりまして、国道では274号線沼幌及び御卒別地区で車道舗装修繕、391号線塘路地区で交差点改良、南標茶地区でネット型防雪柵が設置され、地域高規格道路の阿歴内道路では線形改良と橋梁整備が進められました。また、道東縦貫道路につきましては、引き続き計画路線への昇格を求めてまいりました。

道道では、厚岸標茶線中茶安別地区で歩道整備、中標津標茶線でスノーシェルターの延長や路肩拡幅工事の調査が進められました。

町道では、町内各地で整備を行い、その結果、当該年度末における現況は508路線、729キロメートル、改良延長390キロメートル、舗装延長349キロメートルとなり、改良率で53.6%、舗装率で47.9%となりました。

冬期間の道路維持管理では、降雪の少なかった昨年の7倍の除雪出動日数となりましたが、直営及び委託業者20社により交通の確保に努め、また凍結対策にも努めたところであります。

都市公園につきましては、平和地区3号街区公園の整備に着手するとともに、その他公園施設の維持管理に努め、鉄東土地区画整理事業につきましては清算事務を予定どおり終えたところであります。

住宅の整備につきましては、開運団地で建設コストの縮減、超過負担の軽減を図りつつ1棟5戸の建て替えを実施し、麻生団地の設計にも着手いたしました。建築行政につきましては、有資格者1名を引き続き確保し、建築物確認審査32件、完了検査30件、建設リサイクル法届出審査9件の適正かつ迅速な処理と住民相談、サービスに対応したところであります。

公共下水道事業につきましては、終末処理場の監視制御設備の更新、平和地区の雨水管整備、塘路地区の污水管整備を行い、下水道全体の普及率は62.4%となりました。また、磯分内地区での事業実施に向け、事業認可取得のための作業も行ったところであります。上水道につきましては、安心して安定した供給に努めたところであります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。急激な少子高齢化や経済環境等、社会福祉を取り巻く環境が複雑、多様化している中、標茶町保健福祉総合まちづくりプラン、第3期高齢者保健福祉、介護保険計画、障がい者保健福祉計画の着実な推進を社協、関係機関、団体との連携を深めて進めるとともに、第4期高齢者保健福祉計画、介護保険計画、第2期障がい者保健福祉計画を策定してまいりました。

高齢者福祉につきましては、各事業を円滑に進めるとともに、やすらぎ園の居室カーテンの取替え、特殊入浴装置機器更新等を行い、利用者の快適性や安全性の向上に努め、またデイサービスでは車いす用浴槽の更新、祝日の開設によるサービス拡大を図り、介護保険事業につきましても堅実な運営を行いました。

障がい者福祉につきましては、地域生活支援の円滑実施、授産施設の就労継続支援B型事業

所への移行支援を行い、安心して暮らせる地域社会の充実を図りました。

児童福祉につきましては、ゼロ歳児保育を継続するとともに、学校、保育所、幼稚園の連携強化や保育内容の充実に努めつつ、各施設事業所の運営、子育て応援チケットの贈呈による子育ての支援にも努めてまいりました。

住民の健康増進につきましては、特定健診と並行して総合健診、人間ドックを実施し、早期発見、早期治療に努めるとともに、おたっしやプロジェクト、ヘルスコンダクター養成事業を実施し、健康意識の向上、健康づくり、介護予防を図ってまいりました。

町立病院の運営につきましては、職員のスキルアップと患者の立場に立った医療サービスの提供や、利便性の向上に取り組みました。

廃棄物の処理につきましては、住民協力のもと減量化、資源化を進め、焼却施設の運転日数の減少に努め、また不法投棄、ポイ捨ての根絶に向けた啓蒙、清掃活動を実施いたしました。

安全、安心な暮らしの施策につきましては、防災意識高揚のための総合防災訓練を住民参加のもと実践に即した内容で行い、また市街地だけでなく塘路地区等においても実施されたところであります。さらに、標茶町耐震改修促進計画の着実な推進や学校等へのAEDの配置を行いました。

交通安全運動の推進並びに交通安全に対する思想の啓蒙普及には、関係機関、町内会、地域会と連携し、推進してまいりましたが、町内死亡事故、町外での町民の死亡事故がともにないことから、パーフェクト賞を受賞したところであります。

また、各種防犯活動を実施したほか、振り込め詐欺、架空請求などの犯罪防止活動にも取り組みました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めてまいりました。

学校教育につきましては、子供一人一人の能力や可能性を見出し、自ら学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した知、徳、体の調和のとれた教育の推進に努めました。

確かな学力の向上については、地域の特色を生かす教育、個に応じた指導方法の工夫改善、指導と評価の一体化による指導工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努め、また教職員の研修等を積極的に支援するとともに、沼幌小、塘路小中を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、また不登校、いじめ防止に係る一校一運動を推進しつつ、町独自のいじめ実態調査を行い早期発見、早期対応に当たるとともに、家庭における教育力向上にも努めました。

心身ともに健康な生活を送るための基盤となる体力づくりにつきましては、各事業を通じ健康教育の推進を図るとともに、各種定期健診等を行い、疾病、事故の予防、防止に努めました。

特別支援教育については、新たに標茶中学校へ支援員を配置するなど必要な人員を配置し、また校内委員会等が機能する体制づくりや教員の資質向上に努めてまいりました。

通学路の安全確保につきましては、警察の協力のもと、防犯教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保に努めました。

学校の整備につきましては、防音工事として標茶小学校校舎実施設計を完了し、また標茶中

学校屋体暖房、各小学校の遊具、塘路教員住宅の改修等を行うとともに、標茶中学校の耐震実施計画を終えたところであります。

学校給食につきましては、食中毒防止のため、衛生管理の徹底、食器の入れ替えを行い、また食材の厳選など、安全、安心でバランスのとれた献立に努めました。

遠距離通学者には、16路線のスクールバスを運行し、通学確保と安全運行に努めました。

社会教育につきましては、第6次中期計画に基づき、生涯学習の観点に立って生涯各期の学習課題やライフスタイル、地域課題に合った学習機会を提供し、成果が生活の質の向上や地域づくりに生かされるように努めました。

幼少年、家庭教育につきましては、リーダー養成講座、地域子ども教室、子供の夢を育てるまつりなど、特色ある取り組みを行うとともに、公民館において家庭教育学級を開催し、家庭と地域の教育力の向上を目指しました。

青年教育では、成人式前夜祭が猛吹雪のため中止となりましたが、青年団体等によるイベントが開催されており、これを公民館が支援してまいりました。

また、女性教育につきましては、町女連が中心となり、多彩な事業が展開されております。

成人教育につきましては、公民館事業を中心に地域課題解決のための学習や生活の質の向上につながる学習等に取り組み、高齢者学級では6館共同事業による相互交流や独自事業により高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりをいたしてきたところであります。

文化の振興につきましては、団体育成、各種助成制度等により文化水準を高め、スポーツ振興につきましては、町民皆スポーツの基盤整備を図り、また健康づくり運動指導員による健康づくり、また体育指導員によるスポーツ振興、健康増進に取り組みをしたところであります。

図書館につきましては、利用者の利便や利用の拡大を図り、また広大なエリアをカバーするため移動図書館車の運行、配本所の設置を行うとともに、図書館祭りなどの各種事業を実施し、郷土館では多様な学習要望に対応するように努め、さらに調査研究活動の一環として、駒澤大学と共同で学術発掘調査を実施したほか、キタサンショウウオの生息、ベニバナヤマシャクヤク植生調査の継続調査を実施いたしました。

次に、地域活動の振興についてであります。地方自治を取り巻く環境につきましては前段でも申し上げましたとおりであります。このような状況においては地域の特性や魅力を生かしながら、自立したまちづくりを進めるため、町民と行政が課題を共有し、それぞれ自己決定し、自己責任のもとパートナーシップが求められております。健全な地域コミュニティーの形成、意識高揚等の思想普及や支援措置などを講じ、また第2期まちづくり推進委員会の開催なども取り組みました。

地域づくりにつきましては、自治会の自主的活動を支援すべく各種補助制度等を活用しながら、地域と連携し、コミュニティーの充実を図ってきたところであります。

また、人づくりにつきましては、地域文化振興事業、地域間交流事業、生涯学習の推進などを積極的に行ってきたところであります。

次に、9ページからの予算執行の実績についてご説明をさせていただきますが、要点、また主なもののみ説明をさせていただきます。まず、9ページの2款総務費であります。町有施設の整備では、最終予算額4,255万7,000円に対し決算額は4,210万7,000円で、執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果といたしましては、塘路住民センター外部防水塗装工事など

により施設の延命を図るとともに、地籍調査成果現地復元業務に努めたところであります。

固定資産（土地）評価替事業では、最終予算、決算額ともに231万円で、標準地の鑑定評価及び路線価格の計算等を行い、固定資産の適正な賦課を図ったところであります。

10ページの地域振興事業では、最終予算額4,957万4,000円、決算額は4,767万4,000円で執行率は96.2%でありまして、施策の成果といたしましては、住民運動であります花いっぱい推進事業、スポーツ合宿の誘致など地域間交流事業、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を行うとともに、振興施設等誘致事業を行い雇用拡大を図り、また地域の拠点をつくり、コミュニティの強化を図るため、常盤町内会においてコミュニティハウス整備事業を行ったところであります。

このほか、職員研修事業、住居表示事業、地籍調査事業、町営バス運行、標津線転換事業を実施したところであります。

次に、3款の社会福祉の増進では、最終予算額、決算額ともに1億3,742万4,000円でありまして、施策の成果といたしましては、社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体に対し活動運営費を助成することにより、自主活動の向上が図られ、またほっとらいふ制度として生活援助を行いました。前年に引き続き生活保護世帯に対する暖房費の助成を緊急対策として実施したところであります。国民健康保険事業会計につきましては、8,498万5,000円の繰り出しを行い、国民健康保険加入者に対する負担軽減と会計の安定を図ったところであります。

高齢者福祉の増進では、最終予算額1,871万8,000円、決算額1,796万2,000円で執行率は96%でありまして、1、敬老会助成から12ページの17、徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営までそれぞれの事業を実施し、記載の成果を得たところであります。

心身障がい者福祉の向上では、最終予算額1億7,674万6,000円、決算額1億7,638万3,000円、執行率は99.8%で、施策の成果といたしましては、1、障がい者福祉団体に対する活動費等の助成から18、重度心身障がい者への医療費助成までの事業を実施し、それぞれ記載の成果を得たところであります。当該年度では15、視覚障がい者情報基盤整備事業で音声読書機により視覚障がい者への情報手段の拡大を図り、また16、障がい者ホームヘルパー事業により居宅において日常生活を営むことに必要なサービスを提供することができたところであります。

14ページの介護保険事業では、最終予算額、決算額ともに1億7,824万8,000円で、施策の成果といたしましては、保険事業勘定の（1）、要介護認定事業から（4）、地域包括支援センターの運営まで、認定、給付、介護予防、保健、福祉、医療の包括的かつ継続的な支援を行ったところであります。また、介護サービス事業勘定の各種サービス事業につきましては、制度が円滑に運営されるよう意を配しながら実施したところでありますが、（1）、訪問介護事業につきましては、民間事業所の定着があり、年度末をもって直営の事業所は廃止いたしました。なお、介護保険非該当高齢者への支援は継続となっております。（2）、通所生活介護事業では、祝日開設によりサービス提供日の拡大に取り組むとともに、車いす式入浴装置の更新を行い、安心して入浴できる環境づくりを行いました。（4）、介護老人福祉施設の運営では、カーテン取り替え、特殊入浴装置の更新等を行い、安心、安全な生活の向上を図りました。（6）、介護予防支援事業所の運営は、指定介護予防支援事業所として要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、介護予防ケアプランを作成し、介護家族の負担軽減を図ったところであります。

児童福祉の増進では、最終予算額2,520万8,000円、決算額2,509万9,000円で99.6%の執行率

となり、施策の成果といたしましては、1、学童保育所の運営から4、乳幼児医療の助成まで円滑に実施し、記載の成果を得、また5、子育て応援チケットにつきましても引き続き実施し、家庭における子育て経費の軽減を図ったところであります。

このほか民生費では、軽費老人ホームの運営、ふれあい交流センターの運営、保育所、児童館の運営、子育て支援センターの運営、児童手当の支給等多岐にわたり行い、本町福祉総体の充実、維持に努めてまいりました。

次に、16ページから19ページに記載の4款衛生費であります。保健衛生及び予防対策では、最終予算額3,050万8,000円、決算額3,007万2,000円、執行率は98.6%で、施策の成果といたしましては、1、保健推進委員活動から17、食生活改善推進事業までそれぞれ事業展開を行いました。9、総合住民健診では40から74歳を対象とした内臓脂肪型肥満に着目した特定健診の実施、若い年代からの意識喚起のため、20から39歳の住民の健診と75歳以上の後期高齢者の健診機会の確保も行いました。

19ページの病院事業会計補助金では、最終予算額、決算額ともに4億3,261万7,000円で、町立病院の医療供給体制の充実とサービスの向上、また会計安定を図ったところであります。

老人医療費の支給、助成事業では、最終予算額1億833万円、決算額1億832万8,000円で執行率はおおむね100%であります。当該年度より後期高齢者特別会計への繰り出しを行ったところであります。

このほか衛生費では、環境衛生対策、墓地、火葬場運営事業、塵芥処理事業、ごみ処理施設整備対策事業、上水道会計負担金の各事業を行い、記載の成果を得たところであります。

次に、5款労働費であります。勤労者会館の運営、雇用対策事業、職業病対策を行い、記載の成果を得たところであります。

次に、20ページの6款農林水産費であります。農業基盤の整備では、最終予算額4億7,383万8,000円、決算額4億5,892万7,000円、執行率で96.9%でありまして、施策の成果といたしましては、酪農基盤整備として農道7本の整備や畜産担い手総合整備事業では新たに虹別地区を着手するなど記載の成果を得たところであります。

農業経営の振興につきましては、最終予算額4億3,900万3,000円、決算額4億3,867万3,000円で99.9%の執行率であり、施策の成果の主なものとして、新規就農者支援事業により地域農業の安定化に寄与するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業により耕作放棄地の発生予防と多面的な機能の維持が図られるなど、記載の成果を得たところでありますが、新たに10、農業生産費高騰緊急経済対策事業により価格高騰などによる影響を軽減を図り、経営安定に寄与し、11、農地・水・環境保全向上対策事業を行い、豊かな農村環境の保全に取り組んだところであります。

畜産の振興につきましては、最終予算額2,442万1,000円、決算額2,385万8,000円、執行率は97.7%となり、施策の成果といたしましては、家畜排せつ物処理施設の整備農家に対し負担軽減支援を行うとともに、畜産関係団体に対する活動支援を行ってまいりました。

次に、22ページの育成牧場運営事業では、最終予算額2億7,939万8,000円、決算額2億7,904万円、執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、酪農の振興と経営を安定させるため受託牛を集団管理し、計画的な後継牛の育成に貢献し、省力化と低コスト化を推進したところであります。

次に、林業の振興であります。最終予算額1億1,292万5,000円、決算額1億1,290万円、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、森林整備地域活動支援事業により、不在森林所有者の植林、保育等森林整備促進と維持管理の徹底が図られるとともに、森林整備対策事業や各種造林事業等により森林が整備され、緑資源造林事業により作業道1,812メートル、除伐、すそ枝払いで43.16ヘクタールを行い、森林整備、保護管理が図られたところであります。

また、新たに特定間伐等促進事業により森林機能の高度発揮を図り、緊急雇用対策事業では町有林の枝払いの実施により雇用創出が図られ、各地より注目を集めたところであります。

このほか農業用水道施設の整備、水産業の振興を行ったところであります。

次に、7款商工費の商工業の振興であります。最終予算額、決算額ともに1億8,933万3,000円で、施策の成果といたしましては、商工会への助成や町内中小企業及び第三セクターに対し融資や保証料の助成を行い安定経営を図るとともに、GOGOチャレンジショップ支援事業により経済の活性化に寄与したところであります。

また、観光の振興につきましては、産業まつりの補助、各観光施設維持管理を行ったところであります。

次に、24ページの8款土木費であります。町道の整備では、最終予算額4億4,618万8,000円、決算額4億4,595万8,000円で執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、虹別斜線防雪柵新設や虹別ふ化場線、標茶中茶安別線、標茶市街2路線の整備を行い、また防じん処理、補修処理、除雪対策を行い、交通の安全と利便性の向上を図ったところであります。

土地区画整理事業につきましては、最終予算額2億8,290万7,000円、決算額2億8,269万1,000円で執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、区画整理登記並びに街区、画地確定測量の業務委託を行ったところであります。なお、昭和62年から実施してまいりました本事業につきましては、当該年度をもって完了したところであります。

町営住宅建設事業では、最終予算額9,063万5,000円、決算額8,353万2,000円で執行率は92.2%となり、施策の成果といたしましては、開運団地の1棟5戸の完成や除却、麻生団地の基本、実施設計、移転補償等を行い、住宅環境の整備を図ったところであります。

このほか土木費では、都市計画街路事業、都市公園整備事業、町営住宅管理事業を実施し、所定の成果を得たところであります。

次に、25ページの9款消防費につきましては、北部消防事務組合に対する負担と、過去の地震災害に対する利子補給を行ったところであります。

次に、10款教育費であります。小学校教育では、最終予算額8,131万2,000円、決算額8,101万9,000円で執行率は99.6%となり、施策の成果といたしましては、AEDの設置、標茶小学校の講堂防音事業並びに校舎防音事業の設計委託等を行うなど、教育環境の向上を図りました。そのほか父母負担の軽減、特別支援教育の推進、教育振興策等を行い記載の成果を得たところであります。26ページの中学校教育では、最終予算額2,189万3,000円、決算額2,150万9,000円で執行率は98.2%となり、施策の成果といたしましては、新たに標茶中学校に特別支援教育の支援員を配置したほか、小学校教育同様、父母負担軽減、教育振興策等を行い記載の成果を得たところであります。

また、27ページの社会教育につきましては、最終予算額517万5,000円、決算額501万円で執行率は96.8%であり、1、幼少年教育から7、社会教育団体育成支援までの事業を実施し、それ

ぞれ記載の成果を得たところであります。

28ページの学校教育施設整備につきましては、最終予算額4,270万円、決算額4,267万円、執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、標茶中学校校舎耐震改修実施設計ほか14事業を行い、教育環境の充実に努めたところであります。

そのほか教育費では、教育振興会への支援、学校教育の推進、幼稚園教育、図書蔵書充実、保健体育の振興、学校給食の充実等の事業を実施したところであります。

次に、29ページの11款災害復旧費であります。最終予算額279万4,000円、決算額278万8,000円で執行率は99.8%となり、施策の成果といたしましては、単独災害復旧工事として4路線を実施したところであります。

13款諸支出金の下水道事業につきましては、最終予算額3億1,358万4,000円、決算額3億552万3,000円で執行率は97.4%となり、施策の成果といたしましては、下水道会計に助成を行い、河川水質汚濁防止と快適な居住環境の実現を図ったところであります。

以上が平成20年度標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容であります。説明を割愛させていただきました部分につきましては、お目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成20年度基金の運用状況についてご説明いたします。まず、1ページの標茶町育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度の運用状況につきましては、貸付金返済で34件、金額が446万6,600円となっております。貸し付けでは新規5件、継続9件の計14件で、新規貸付金額が106万8,000円、継続貸付金額が242万4,000円で、貸付合計では349万2,000円となっております。本年度末現在高につきましては、現金で1,654万700円、貸付金で54件、1,796万1,800円となっております。

次に、2ページの標茶町農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書であります。当該年度につきましては運用実績はありませんでした。

次に、3ページの標茶町医療資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は300万円でありまして、本年度の運用状況は貸付金返済が1件、3万5,400円で、貸し付けは新規で1件、3万5,400円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金が300万円となっております。

次に、4ページの標茶町土地開発基金の運用状況調書であります。基金の額は3億1,587万8,343円で、本年度の運用状況は、積立金では土地の売り払い額1,475万5,901円と利子33万6,082円の合計1,509万1,983円で、台帳価格の精査を行い、本年度末現在高の内訳は現金で1億6,025万4,709円で、土地で1億5,562万3,634円となっております。

次に、平成20年度財産に関する調書についてご説明いたします。1ページをお開きください。総括の1、公有財産のうち、(1)、土地及び建物であります。決算年度中に増減のありました部分のみについてご説明いたします。

まず、土地についてであります。公共用財産のうち学校で244平米の減、その他の施設で20万8,489平米の増となっており、山林では1万4,099平米の減、その他では2万1,274平米の増となりまして、合計では21万5,420平米増加し、決算年度末現在高は9,651万1,606平米となりました。

次に、建物であります。延べ面積計で申し上げます。学校で768平米の減、公営住宅で63平米の増、その他の施設で233平米の減、その他で263平米の増、合計で675平米が減少し、決算

年度末現在高では14万6,994平米となりました。

次に、(2)、山林であります。面積では所有で1万4,099平米が減少し、決算年度末現在高では3,689万8,785平米となり、立木の推定蓄積量では所有で1万4,030立米の増、分収では670立米の増で、合計では1万4,700立米増加いたしました。決算年度末現在高は57万4,260立米となったところであります。

次に、(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はありませんので、決算年度末現在高は1,834万円であります。

(4)の出資による権利につきましては、地方公営企業等金融機構の180万円が増加し、決算年度末現在高は9,951万3,500円となりました。

続きまして、3ページの2、物品であります。増減のあったものについてご説明をさせていただきます。1番の乗用車、8番の貨物車、9番の軽4輪車がそれぞれ1台増加し、21番、ブルドーザーが1台、27番、オートバイが3台減少しております。

次に、4ページからの3、基金の状況であります。まず(1)、育英資金貸付基金であります。決算年度中の増減がございませんので、決算年度末現在高は3,450万2,500円となっております。

(2)、財政調整基金につきましては、元金積立金3億5,132万1,000円と利子積み立て額が4万8,082円、この2つから取り崩し額3億3,000万円を差し引いた2,136万9,082円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は8億143万9,140円となりました。

(3)、土地開発基金につきましては、土地で3,609平米減少し、決算年度末現在高は23万1,291平米となりました。現金につきましては、土地売払い額と利子積み立て額合わせた1,509万1,983円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億6,025万4,709円となりました。

(4)、医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円となっております。

次に、5ページの(5)、国民健康保険財政調整基金につきましては、決算年度内の増減はなく、決算年度末現在高は10万399円となっております。

(6)、減債基金ですが、元金積立金1億5,233万7,000円と利子積み立て額56万4,789円から取り崩し額1億5,171万5,000円を差し引いた118万6,789円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は4億7,560万2,103円となりました。

(7)、福祉基金につきましては、元金積み立て額が4,000万円と利子積み立て額が23万1,780円から取り崩し額1,686万5,008円を引いた2,336万6,772円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億8,639万1,703円となりました。

(8)、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て額が3,391万8,000円と利子積み立て額58万6,998円から取り崩し額1,937万6,784円を差し引いた1,512万8,214円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は3億6,820万3,250円となりました。

(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て額が4,921万4,000円と利子積み立て額23万1,780円から取り崩し額4,170万8,141円を差し引いた773万7,635円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億6,224万5,884円となりました。

(10)、農業集落排水事業償還基金につきましては、1,209万161円全額を取り崩しし、決算年度末現在高はゼロとなっております。

(11)、介護給付費準備基金につきましては、419万7,580円を決算年度中に取り崩しし、決算年度末現在高は774万9,195円となりました。

(12)、学校教育施設整備基金につきましては、取り崩し額4,266万9,900円から元金積立金3,000万円と利子積立金14万6,021円を差し引いた1,252万3,879円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億1,163万8,625円となりました。

(13)、地域交通対策基金につきましては、取り崩し額875万5,387円から元金積み立て額392万7,400円と利子積み立て額10万8,521円を差し引いた471万9,463円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は2億3,643万301円となりました。

(14)、地域文化振興基金につきましては、取り崩し額152万9,200円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億711万5,021円となりました。

(15)、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、新たに創設され、523万5,793円を積み立てたところであります。

8ページ、9ページの行政財産並びに10ページの普通財産の調書につきましては、前段でご説明いたしました総括と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生しておりませんので、赤字率は出ておりません。実質公債費比率では16.2%で、対前年比1.2ポイントの減、将来負担比率については95.9%で、対前年比15.1ポイントの減となり、4指標すべてが括弧内に記載しております早期健全化比率に達しておりません。

また、次ページの資金不足比率につきましても、不足を生じておりませんので、率は発生せず、括弧内の経営健全化基準に達してはおりません。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算に係る事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第7号までの決算資料、歳入歳出に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（末柄 薫君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議題9案の説明を続行いたします。

病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 認定第8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

附属書類からご説明をいたします。8ページをお開きください。平成20年度標茶町病院事業報告、1、概況、(1)、総括事項であります。平成20年度における町立病院の運営につきましては、病院長以下全職員が一丸となって鋭意努力してきたところであります。国の総務省

は、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを決定、公表し、公立病院の経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に推進することが必要であるとし、この中で病院事業を設置する地方公共団体は、平成20年度内の公立病院改革プランの策定を求められ、院内、庁内組織はもとより、住民代表による各種委員会、協議会、町内12地域での懇談会、町議会議員協議会での議論を踏まえ、標茶町立病院改革プランの策定を終了しましたが、本ガイドラインで示している病床利用率がおおむね過去3年連続して70%未満となっている病院については、本改革プランにおいて病床数の削減等の抜本的な見直し検討を求められるなど、なお一層経営環境が厳しい状況下に置かれています。

しかしながら、自治体病院は地域住民のために中核病院としての役割を持ち、良質な医療サービスの提供が期待されているところであり、当病院も救急指定病院として24時間体制をとり、日夜懸命の努力をしてきたところであります。

医業収益全体につきましては、前年度に比較して8.6%上回る5,118万6,000円の増収となりました。主な要因としては、外来収益が減収したものの、入院収益は入院基本料の15対1から13対1へ、さらに13対1から10対1への移行により前年度に比較して5,549万5,000円の増収となったのに加え、個室利用、健康診断受診件数の増によることが挙げられます。

一方、医業費用ですが、給与費は当直派遣回数増による報酬の増を初め、手当、賃金、報酬、法定福利費、組合負担金で前年度比較では2,232万5,000円の増となったほか、薬品費など材料費は1,039万3,000円の増となり、総体では前年度に比べ3,442万6,000円の支出増となりました。最終的に医業収支では3億3,646万円の損失となりましたが、医業外収益では一般会計より4億2,856万7,000円の繰入金を受け、2,796万9,000円の経常利益を計上しました。この結果、累積欠損金は同額減額したことにより、年度末において5,901万9,000円になったわけでありませぬ。

資本的収支につきましては、建設改良費として5,002万6,000円を投入してCTスキャナー及び超音波診断装置等医療機器の整備を行ったほか、企業債として8,121万1,000円を償還し、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、診療体制につきましては、在任医師並びに北海道大学、札幌医科大学当局のご厚意、ご尽力により、昨年同様内科医2名、外科医1名、産婦人科医1名の体制で臨み、小児科は旭川医科大学のご配慮により週1回の医師派遣体制で診療の充実を図っています。また、北海道大学医学部第1外科からは毎月3回の週末における当直医の派遣をいただき、常勤医師の負担軽減につながりました。

自治体病院を取り巻く医療環境は、まことに厳しい状況下にありますが、こうした実情を十分に踏まえて住民の医療確保に万全を期し、今後も経営健全化に向けて一層の努力をする所存であります。

次に、9ページへまいります。(2)の議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

下の(3)の職員に関する事項、イの職員数については、前年度に比べて増減のあった部分でご説明いたしますと、医局の検査が1名の減で、検査技師の産休、育児休業代替臨時職員の減でございます。看護部では、准看が産休、育児休業代替臨時准看護師で1名の増、看護補助員は1名の退職不補充で1名の減で、計の差し引き増減は1名の減となっております。

次に、10ページへまいります。2の工事等、(1)の器械器具等ではありますが、医局用テレビの24万9,900円から輸液ポンプの23万1,000円まで計14件で、総額5,252万7,300円を投入し、整備を図りました。

次に、11ページへまいります。3、業務、(1)、患者取り扱い状況であります。20年度における入院につきましては1万5,623人で、前年度比324人の増、外来につきましては3万9,751人で、前年度比1,500人の減となり、計では5万5,374人で、前年度比1,176人の減となりました。1日当たり患者数では、入院42.8人、外来162.9人で、前年度比は入院で1人の増、外来で6.2人の減となっております。患者1人1日当たり診療収入では、入院で2万5,377円、前年度比3,090円の増、外来で5,045円、前年度比29円の減でございます。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入ですが、医業収益は6億4,556万6,988円で、前年度比5,118万6,019円の増となっており、うち入院収益につきましては3億9,645万7,877円で、前年度比5,549万4,910円の増、外来収益は2億52万5,527円で、前年度比8,777万95円の減、その他医業収益につきましては4,858万3,584円で、前年度比446万8,204円の増であります。

医業外収益につきましては4億3,885万7,159円で、前年度比237万4,338円の増となっており、うち受取利息配当金は409万円で、前年度比135万219円の減、他会計補助金は1億2,941万6,000円で、前年度比206万5,000円の減、他会計負担金は2億9,915万1,000円で、前年度比1,004万2,000円の増、患者外給食収益は234万7,411円で、前年度比36万1,989円の減、その他医業外収益は385万2,748円で、前年度比389万454円の減であります。

収益的収入の合計は10億8,442万4,147円で、前年度比5,356万357円の増となったところであります。なお、構成比につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、12ページへまいります。支出につきましては、医業費用は9億8,202万7,433円で、前年度比3,850万2,064円の増で、うち給与費は6億8,030万9,483円で、前年度比2,232万4,775円の増、材料費は9,685万739円で、前年度比1,039万3,456円の増、経費は1億3,305万6,571円で、前年度比166万9,574円の増、減価償却費は6,506万1,503円で、前年度比101万4,131円の増、資産減耗費は355万2,500円で、CTスキャナー等5件の廃棄処分によるもので、前年度比306万2,035円の増、研究研修費は319万6,637円で、前年度比3万8,093円の増であります。

次に、医業外費用は7,442万8,175円で、うち支払利息及び企業債取り扱い諸費5,893万4,435円、患者外給食材料費196万6,667円、消費税120万5,800円、雑損失1,232万1,273円で、医業外費用総体の前年度比は18万6,382円の増となっております。なお、雑損失につきましては、本収支が税抜きのため、収益的支出の仮払消費税及び仮払地方消費税、器械器具等消費税、20年度不納欠損分等を合計した中から収益的収入の仮受消費税及び仮受地方消費税を差し引いた額を計上しております。構成比、収入に対する割合は記載のとおりですので、ご了承ください。

収益的支出の合計は10億5,645万5,608円で、前年度決算額10億1,776万7,162円に対し3,868万8,446円の増となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、固定資産売却代金はありませんので、資本的収支の収入は前年度比増減なしであります。

支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費は医局用テレビ等14件の購入で5,002万6,000円、前年度比4,965万6,000円の増、企業債償還金は8,121万811円で、前年度比267万5,125

円の増、その他固定負債償還金は18年度及び19年度防災資機材譲渡事業で購入した器械器具等15件の代金償還金で1,004万3,950円、前年度比318万8,410円、支出合計は1億4,128万761円で、前年度比5,551万9,535円の増となっており、その財源といたしましては過年度分損益勘定留保資金で補てんをして決算を終えたところであります。

次に、13ページへまいります。4、会計、(1)、企業債の概況であります。18ページをお開きください。後段に企業債明細書がありますが、平成20年度における企業債の発行額はありません。発行総額は、8件で22億5,900万円、当年度償還高8,121万811円、償還高の累計は6億1,225万4,361円、未償還残高は16億4,674万5,639円となっております。

次に、14ページをお開きください。14ページから17ページまでの平成20年度標茶町病院事業会計収益費用明細書につきましては、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出を細分化したものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、再び18ページへまいります。固定資産明細書ですが、(1)、有形固定資産明細書、土地以下車両までの年度当初の現在高の合計は32億1,371万3,738円、当年度増加額は器械、備品で5,002万6,000円、C Tスキャナー等購入による増であります。当年度減少額は、器械、備品でC Tスキャナー等の廃棄処分による7,105万円であります。年度末現在高の合計は31億9,268万9,738円。減価償却累計額のうち当年度増加額は、建物で4,914万3,729円、構築物で221万4,738円、器械、備品で1,370万3,036円で、合計6,506万1,503円。当年度減少額につきましては、C Tスキャナー等の廃棄分で6,749万7,500円であります。累計の合計は10億6,302万2,636円、年度末償還未済額合計は21億2,966万7,102円となっております。

次に、(2)、無形固定資産明細書ですが、電話加入権で年度当初の現在高は38万8,032円であり、年度中の増減、減価償却を含めて異動がありませんので、年度末現在高も同額となっております。

(3)の投資明細書ですが、一般会計等への長期貸付金で、当年度増加額が5億円で、年度末現在高も同額となっております。

次に、3ページの財務諸表についてご説明いたします。平成20年度標茶町病院事業損益計算書でありまして、1、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして6億4,555万6,988円。2の医業費用につきましては、(1)、給与費から(6)、研究研修費まで合わせまして9億8,202万7,433円であり、医業損失は3億3,646万445円となっております。3の医業外収益につきましては、(1)の受取利息配当金から(5)のその他医業外収益まで合わせて4億3,885万7,159円であり、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取り扱い諸費から(4)の雑損失まで合わせて7,442万8,175円で、医業外収益合計から医業外費用合計額の差引額は3億6,442万8,984円となりまして、その額から医業損失を差し引いた額2,796万8,539円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。前年度繰越欠損金は8,698万7,471円でありますので、その額から当年度純利益を差し引きますと、当年度未処理欠損金は5,901万8,932円と計上されることになりました。

次に、4ページへまいります。平成20年度標茶町病院事業剰余金計算書、欠損金の部ですが、先ほど損益計算書の説明で申し上げましたとおり、前年度未処理欠損金は8,698万7,471円、前年度欠損金処理額がゼロでありますので、繰越欠損金年度末残高も8,698万7,471円であります。当年度純利益は2,796万8,539円でありますので、当年度未処理欠損金は5,901万8,932円となっ

ております。

次に、資本剰余金の部ですが、1、受贈財産評価額の前年度末残高は470万円、前年度処分額、当年度発生高、当年度処分額はともにゼロであります。したがって、当年度末残高も470万円となっております。2、国、道補助金の前年度末残高は2億6,063万2,000円、処分額、発生高はありませんので、当年度末残高も2億6,063万2,000円となり、翌年度繰越資本剰余金は2億6,533万2,000円となっております。

次に、5ページへまいります。平成20年度標茶町病院事業欠損金処理計算書、1、当年度未処理欠損金につきましては5,901万8,932円、2、欠損金処理額はゼロで、3、翌年度繰越欠損金も5,901万8,932円となっております。

次に、6ページへまいります。平成20年度標茶町病院事業貸借対照表についてであります。資産の部では、1、固定資産、(1)、有形固定資産のイの土地からホの車両までの有形固定資産合計21億2,966万7,102円。(2)、無形固定資産の合計は38万8,032円で、前年度と変更はございません。(3)、投資は、一般会計等への長期貸付金で、合計は5億円でございます。したがって、固定資産の合計は26億3,005万5,134円となります。

2の流動資産は、(1)、現金、預金で7,229万4,074円、(2)、未収金で1億326万6,287円、(3)、貯蔵品で794万4,846円であり、未収金、貯蔵品の内訳につきましては19ページの参考資料に記載のとおりでございます。したがって、流動資産合計は1億8,350万5,207円となり、資産合計は28億1,356万341円となっております。

次に、7ページへまいります。負債の部、3、固定負債は、その他固定負債で2,324万6,000円、合計も同額で平成18年度及び19年度防災資機材譲渡事業購入代金から19年度及び20年度償還代金を引いたものでございます。

4、流動負債は、(1)、未払い金で3,187万4,529円、(2)、預かり金で499万3,362円、流動負債合計3,686万7,891円、負債合計は6,011万3,891円であります。なお、未払い金、預かり金の内訳は20ページに記載のとおりでございます。

資本の部ですが、5、資本金、(1)、自己資本金は9億38万7,743円、(2)、借り入れ資本金は、イの企業債で16億4,674万5,639円、資本金合計で25億4,713万3,382円となっております。

6の剰余金、(1)、資本剰余金につきましては、イの受贈財産評価額470万円、ロの国、道補助金が2億6,063万2,000円で、資本剰余金合計は2億6,533万2,000円、(2)、欠損金につきましては、当年度未処理欠損金5,901万8,932円、合計も同額でございます。剰余金合計は2億631万3,068円、資本合計は27億5,344万6,450円となり、負債資本合計は28億1,356万341円となっております。

次に、1ページをお開きください。平成20年度標茶町病院事業決算報告書でございます。(1)の収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額合計は10億8,321万6,000円で、決算額は10億8,683万6,055円、予算額に比べ決算額の増減は362万55円の増となり、決算額のうち消費税及び地方消費税として収入された額は241万1,908円であります。内訳であります。第1項医業収益は、予算額合計で6億2,823万3,000円、決算額は6億4,777万3,040円となり、予算額の対比で1,954万40円の増であります。第2項医業外収益は、予算額合計が4億5,498万3,000円、決算額は4億3,906万3,015円となり、予算額との対比で1,591万

9,985円の減となっております。

支出につきましては、第1款病院事業費用の予算額合計は10億8,321万6,000円、決算額は10億5,636万6,216円、不用額は2,684万9,784円で、執行率は97%となっております。また、決算額のうち消費税及び地方消費税として支出された額は1,171万7,601円でございます。内訳であります。第1項医業費用は、予算額合計10億1,960万5,000円、決算額9億9,364万6,701円で、不用額は2,595万8,299円で、執行率は97.5%となっております。第2項の医業外費用は、予算額合計6,311万1,000円、決算額は6,271万9,515円、不用額は39万1,485円で、執行率は99.4%となっております。第3項予備費は、予算額合計50万円で、決算額はゼロであります。

次に、2ページをお開きください。(2)の資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項固定資産売却代金で、予算額合計は2万円で、決算額はゼロ円、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減となっております。

支出の第1款資本的支出につきましては、第1項は建設改良費で、予算額合計5,543万円、決算額5,252万7,300円、不用額290万2,700円で、執行率は94.8%となっております。第2項は企業債償還金で、予算額合計8,121万1,000円、決算額は8,121万811円、不用額189円で、執行率はおおむね100%となっております。第3項はその他固定負債償還金で、予算額合計1,004万4,000円、決算額1,004万3,950円、不用額50円で、執行率はおおむね100%となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出に不足する額1億4,378万2,061円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,378万2,061円で補てんをし、決算を終えたところであります。

なお、本件につきましては、さきに開催されました病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で認定第8号の平成20年度標茶町病院事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(末柄 薫君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。7ページをお開きください。平成20年度標茶町上水道事業報告書、1、概要、(1)、総括事項。本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,166戸、給水人口4,543人と計画人口5,020人に対して普及率90.5%であり、前年度と比較し55人の減となっております。

年間配水量は48万5,849立方メートルで、前年度より1%の減少となりました。また、有収水量においては42万6,155立方メートル、有収率で87.7%と前年度を0.1ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり179円87銭となり、供給単価156円15銭に対し、その差は23円72銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,654万2,591円(消費税込み6,986万9,720円)を主として、収入合計8,870万2,939円(消費税込み9,724万4,902円)であり、支出については、人件費3,119万5,887円をはじめ、企業債利息755万6,010円を含め、支出合計7,665万4,593円(消費税込み7,719万2,612円)となり、1,204万8,346円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債償還金643万8,970円、配水管新設工事等の建設改良費1

億6,879万3,227円（うち消費税800万3,944円）で、支出合計1億7,523万2,197円（消費税込み）に対し、収入は企業債ほか1億1,050万円であり、6,473万2,197円の不足が生じたので、この不足金は損益勘定内部留保資金5,028万9,283円、減債積立金643万8,970円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額800万3,944円で補てんし、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては当年度利益剰余金1,204万8,346円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

なお一層の経営努力を払い、飲用水等の安定供給とあわせ健全な水道事業を推進するため、地域住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑な運営を図っていく所存であります。

次のページをお開きください。（２）、議会の議決事項につきましては、次の４件でございますが、説明を省略させていただきます。

（３）、行政官庁許認可事項につきましては、該当事項はございません。

（４）、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員５名、ロ、給与改定は該当事項はございません。

（５）、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

２、工事、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり、９件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取り替え工事は２件で231器の交換を行い、工事費は1,005万9,000円。配水管布設替え工事は、２件で839.6メートルを行い、工事費は941万8,500円。配水管新設工事は、１件で55.2メートルを行い、工事費は135万5,000円。水源変更事業では、上水場導水ポンプ場、多和ポンプ場の場内配管工事、地階、上屋の築造工事、電気計装設備工事を行いまして、工事費は1億3,472万4,327円となっております。

３、業務、（１）、事業量、イ、年度末給水人口4,543人、ロ、年度末給水戸数2,166戸、ハ、年間配水量48万5,849立方メートル、ニ、月平均給水量4万487立方メートル。

次のページでございます。（２）、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出、収入です。

（１）、営業収益6,769万3,391円で、前年度比82万418円の減です。うちア、給水収益6,654万2,591円で、前年度比57万8,018円の減。イ、受託工事収益ゼロ円で、前年度比21万円の減。ウ、一般会計負担金90万円で、前年度と同額です。エ、その他営業収益25万800円で、前年度比3万2,400円の減です。（２）、営業外収益2,100万9,548円で、前年度比39万713円の減です。うちア、受取利息及び配当金は4万円で、前年度比163円の減。イ、一般会計負担金2,049万3,000円で、前年度比28万9,000円の減。ウ、雑収益47万6,548円で、前年度比10万1,550円の減です。合計では8,870万2,939円で、前年度比121万1,131円の減となりました。なお、構成比につきましては、記載のとおりでございます。

支出、（１）、営業費用6,902万3,023円で、前年度比75万8,702円の減。うちア、排水及び給水費4,569万4,169円で、前年度比43万5,780円の増。イ、受託工事費ゼロ円で、前年度比21万円の減。ウ、減価償却費2,186万4,554円で、前年度比42万1,939円の減。エ、資産減耗費146万4,300円で、前年度比56万2,543円の減。営業外費用763万1,570円で、前年度比8万5,647円の増です。うちア、支払利息及び企業債取扱諸費は755万6,010円で、前年度比10万1,217円の増。イ、雑支出7万5,560円で、前年度比1万5,570円の減で、合計では7,665万4,593円で、前年度比67万3,055円の減となりました。構成比につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出、（１）、資本的収入 1 億 1,050 万円で、前年度比 9,309 万 476 円です。うちア、企業債 1,050 万円で、前年度比 640 万円の減。イ、工事負担金ゼロ円で、前年度比 50 万 9,524 円の減。ウ、一般会計借入金 1 億円で、前年度比 1 億円の増です。構成比につきましては、記載のとおりです。

支出、資本的支出 1 億 6,722 万 8,253 円で、前年度比 1 億 366 万 7,839 円の増です。うちア、企業債償還金は 643 万 8,970 円で、前年度比 11 万 3,356 円の増。イ、建設改良費は 1 億 6,078 万 9,283 円で、前年度比 1 億 355 万 4,483 円の増となりました。構成比につきましては、記載のとおりでございます。

４、会計、（１）、重要契約につきましては該当はございません。（２）、企業債及び一時借入金の概況、イ、企業債残高につきましては、15 ページをお開きください。企業債明細書の中ほどにあります未償還残高の欄に記載してありますとおり、合計で 2 億 4,478 万 5,531 円となっております。10 ページにお戻りください。ロ、一時借入金、前年度残高、借り入れ残高最高額、本年度末残高は、いずれもございません。

なお、次の 11 ページから 14 ページまでの平成 20 年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、ただいま説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

再び 15 ページをお開きください。固定資産明細書でございます。有形固定資産、土地から建設仮勘定までの年度当初の現在高は 7 億 2,401 万 2,808 円で、当年度増加額は構築物、配水管で 1,027 万円、機械及び装置、検満メーターで 958 万円、建設仮勘定、水源変更に伴う導水ポンプ場建設費等で 1 億 493 万 9,283 円、合計で 1 億 6,078 万 9,283 円の増となっております。当年度減少額は、構築物、配水管の除却で 76 万 4,500 円、機械及び装置、検満メーターの除却で 1,464 万 3,000 円、合計で 1,540 万 7,500 円の減少額となり、当年度末現在高は合計で 8 億 6,939 万 4,591 円となっております。減価償却累計額につきましては、当年度増加額が構築物で 933 万 3,284 円、機械及び装置で 1,199 万 5,991 円、合計で 2,132 万 9,275 円。当年度減少額は、機械及び装置で 1,317 万 8,700 円、合計でも 1,317 万 8,700 円で、累計では合計 3 億 7,189 万 4,711 円となり、年度末償却未済額の合計は 4 億 9,749 万 9,880 円となっております。

３ ページをお開きください。財務諸表です。平成 20 年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額の報告とさせていただきます。

１、営業収益、（１）、給水収益から（４）、その他営業収益までの合計で 6,769 万 3,391 円。

２、営業費用、（１）、配水及び給水費から（４）、資産減耗費までの合計で 6,902 万 3,023 円、よって営業利益は 132 万 9,632 のマイナスとなりました。

３、営業外収益、（１）、受取利息及び配当金から（３）、雑収益までの合計で 2,100 万 9,548 円。

４、営業外費用、（１）、支払利息及び企業債取扱諸費と（２）、雑支出で 763 万 1,570 円、差し引き 1,337 万 7,978 円のプラスとなりました。したがって、経常利益は 1,204 万 8,346 円、当年度純利益は 1,204 万 8,346 円です。前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は 1,204 万 8,346 円となりました。

次のページでございます。平成 20 年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。利益剰

余金の部、Ⅰ、減債積立金、1、前年度末残高3,142万7,971円、2、前年度繰入額1,258万6,422円、3、当年度処分額643万8,970円で、当年度末残高は3,757万5,423円となります。

利益積立金、1、前年度末残高1,200万円、前年度繰入額及び当年度処分額はございませんので、当年度末残高も1,200万円です。したがって、積立金合計は4,957万5,423円となります。

Ⅲ、当年度純利益1,204万8,346円で、当年度末処分利益剰余金は1,204万8,346円です。資本剰余金の部、Ⅰ、受贈財産評価額、1、前年度末残高322万7,218円、前年度処分額及び当年度発生高はございません。当年度処分額は76万4,500円です。したがって、当年度末残高は246万2,718円となります。

Ⅱ、その他資本剰余金、1、前年度末残高3,649万7,141円、2、当年度発生高及び3、当年度処分額はございません。4、当年度末残高は3,649万7,141円で、翌年度繰越資本剰余金は3,895万9,859円となります。

次のページです。平成20年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。1、当年度末処分利益剰余金は1,204万8,346円で、2、利益剰余金処分額は、減債積立金で1,204万8,346円です。したがって、翌年度繰越利益剰余金はございません。

平成20年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。資産の部、1、固定資産、(1)、有形固定資産、土地から建設仮勘定までの有形固定資産合計は4億9,749万9,880円です。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は695万9,199円。したがって、固定資産合計は5億445万9,079円となります。

2、流動資産、(1)、現金預金1億5,396万9,235円、(2)、未収金1,352万4,938円で、流動資産合計は1億6,749万4,173円です。したがって、資産合計は6億7,195万3,252円となります。

次のページをお開きください。負債の部、3、固定負債、(1)、引当金、イ、修繕引当金で、固定負債合計は3,019万7,341円です。

4、流動負債、(1)、一時借入金及び未払金はございません。(3)、前受金78万6,730円、(4)、預り金3万9,206円。したがって、流動負債合計は82万5,936円で、負債合計は3,102万3,277円となりました。

資本の部です。5、資本金、(1)、自己資本金1億9,556万816円、(2)、借入資本金、イ、企業債で2億4,478万5,531円、ロ、一般会計借入金で1億円、借入資本金合計は3億4,478万5,531円で、資本金合計は5億4,034万6,347円となります。

剰余金、(1)、資本剰余金、イ、受贈財産評価額で246万2,718円、ロ、その他資本剰余金で3,469万7,141円、資本剰余金合計では3,895万9,859円です。(2)、利益剰余金、イ、減債積立金で4,962万3,769円、ロ、利益積立金が1,200万円、利益剰余金合計では6,162万3,769円となり、剰余金合計は1億58万3,628円です。資本合計では6億4,092万9,975円で、負債資本合計は6億7,195万3,252円となります。

1ページをお開きください。平成20年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。(1)、収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益は、予算額1億1万7,000円に対し、決算額は9,724万4,902円、予算額に比べ決算額の増減は277万2,098円の減でございます。内訳ですが、第1項営業収益は、予算額7,430万9,000円に対し、決算額7,102万520円、予算額に比べ決算額の増減は328万8,480円の減で、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税は332万7,129円です。

第2項営業外収益は、予算額2,570万8,000円に対し、決算額2,622万4,382円で、予算額に比べ決算額の増減は51万6,382円の増で、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税は2万3,827円です。

支出でございます。第1款水道事業費用は、予算額9,201万3,000円に対し、決算額7,719万2,612円、不用額は1,482万388円で、執行率は83.9%となっております。内訳ですが、第1項営業費用は、予算額8,298万3,000円に対し、決算額6,956万1,042円、不用額は1,342万1,958円で、執行率は83.8%です。決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は53万8,019円です。

第2項営業外費用は、予算額853万円に対し、決算額763万1,570円、不用額は89万8,430円で、執行率は89.5%となっております。

第3項予備費、予算額50万円に対し、決算額ゼロ円で、不用額は50万円です。

次のページでございます。資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入は、予算額1億1,050万円に対し、決算額は1億1,050万円、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。内訳ですが、第1項企業債は、予算額1,050万円に対し、決算額は1,050万円、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円です。

第2項工事負担金はございません。

第3項一般会計借入金は、予算額1億円に対し、決算額は1億円、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円です。

支出でございます。第1項企業債償還金は、予算額643万9,000円に対し、決算額643万8,970円で、不用額は30円で、執行率はほぼ100%になっております。

第2項建設改良費は、予算額1億6,879万5,000円に対し、決算額1億6,879万3,227円、不用額が1,733円で、執行率はほぼ100%となっております。決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は800万3,944円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,473万2,197円は、過年度分損益勘定留保資金5,028万9,283円、減債積立金処分額643万8,970円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額800万3,944円で補てんをし、決算を終えたところでございます。

以上で認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業決算報告書の説明を終わります。

○委員長（末柄 薫君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員、伊藤君。

○監査委員（伊藤淳一君） （登壇） 皆さんご存じのとおり、田中代表監査委員は就任されたばかりですので、私のほうから監査意見書等につきまして説明を申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、各会計決算審査のほうをお開きいただきたいと思います。1ページをお開きください。平成20年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見であります。

審査の概要につきましては、平成20年度標茶町一般会計歳入歳出決算、平成20年度標茶町特別会計、国民健康保険事業、下水道事業、老人保健、土地区画整理事業、介護保険介護事業勘定、介護保険介護サービス事業勘定、後期高齢者医療、7特別会計であります。

審査の期間につきましては、平成21年7月27日から29日までの3日間であります。

審査の手續、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同

事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところであります。

審査の結果、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、すべて法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

14ページをお開きいただきたいと思います。結びであります。

一般会計及び特別会計の予算執行及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められたところであります。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入134億683万2,000円、歳出は132億7,081万5,000円で、歳入歳出差し引き残高は1億3,601万7,000円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は5,794万3,000円、実質収支の額は7,807万4,000円の黒字、単年度収支については1,897万2,000円の赤字となっております。

主要な財務比率で見ると、経常経費比率は88.1%で、前年度より1.8%下降しておりますが、依然として財政硬直化の傾向にあることを示しております。財政力指数は、前年度よりわずかに下降し、0.221となって、公債費比率は16.9%で前年度より1.7ポイント下降しているが、警戒ラインを超えている。実質公債費比率は、平成17年、18年度に18%を超え、起債の許可団体となったが、平成19年度は17.4%、平成20年度は16.2%と改善されてきております。

平成19年6月に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、平成20年度決算数値ではいずれも早期健全化基準以下でありました。また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下であり、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、長引く景気の低迷による税収入の減少や公共事業の減少、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全、安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切にこたえなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占めております町税や町民が直接受益を得ている農業水道使用料、住宅使用料などに多額な収入未済額が出ています。収入未済額は、現年度分についてだけ見ても町税の中の町民税においては個人、法人で1,006万7,607円、固定資産税は1,858万5,466円で、2,800万円を超えております。また、農業水道使用料は昨年より100万円ほど増加し、予算現額の10%が収入未済額となっております。また、住宅使用料につきましても昨年より159万円ほど増加し、予算現額の25%が収入未済額となっております。

滞納繰越金の徴収にも力を入れながら、現年度における収入未済を出さないことがさらなる大きな課題であります。徴収体制については、夜間納付窓口の開設などの対策がとられておりますが、税、税外を含め、今までの徴収体制の見直しを図られ、より強力に進められることを望みます。

歳出削減と同時に自主財源の確保はますます重要な課題となっており、町民一人一人が協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次、21ページをお開きいただきたいというふうに思います。平成20年度標茶町財政健全化審

査意見書であります。

1として、審査の概要、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果を申し上げます。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以下、数字についてはご参照いただきたいというふうに思います。

次、22ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度標茶町下水道事業特別会計経営健全化審査意見。

審査の概要であります。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

数値等については、省略させていただきたいと思います。

次、公営企業会計決算意見書のほうに移らせていただきます。平成20年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

審査の期間は、平成21年6月23日であります。

審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施したところであります。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成21年3月31日現在における財務状況及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

次に、8ページをお開きください。結びであります。

平成20年度病院事業は、町民の健康維持に必要な医療を提供するため、内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科により、その経営に当たっている。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万5,623人、外来延べ患者数3万9,751人、前年度比較で入院は324人の増加、外来では1,500人の減少となっております。

経営成績は、総収益10億8,442万4,147円、総費用10億5,645万5,608円の決算額となり、これを医業収支で見ると、医業収益は6億4,556万6,988円、医業費用は9億8,202万7,433円で、差し引き3億3,646万445円費用が収益を上回っているが、一般会計からの補助金と負担金4億2,856万7,000円を主とする医業外費用によって差し引き純利益2,796万8,539円が計上されました。当年度純利益2,796万8,539円は前年度繰越欠損金に充てられたが、年度末未処理欠損金は5,901万8,932円であり、引き続き医業収支の改善が必要となっている。また、入院料など長期の未収金額があることから、解消に向け適切な対応を講じられたい。

このように入院患者数は微増したが、外来患者は減少傾向にあり、なかなか入院、外来患者数の動向が読み切れません。従前に増し、医師、看護師、病院職員の努力により、まず標茶町

立病院にと町民に言われる病院づくりを期待するものであります。

医業収益は、看護体制による入院基本料の15対1から13対1、さらに10対1への移行により増収となり、医業収益に占める職員給与費の比率は、当年度は105.0%と前年比5.3%の減、また医業収益に占める他会計繰入金金の比率も当年度は66.2%と減少したが、依然として高い水準にあり、地方交付税の先行きが不透明な中で、一般会計からの繰り出しによる依存体質からの脱却が課題であります。

標茶町立病院改革プランの策定が行われ、平成23年度の実施に向け病床数の適正化を初め数多くの政策が行われます。今後も町立病院は町内唯一の医療機関として、住民の命と健康と暮らしを守る最も身近な医療機関としての期待は大きいことから、現在の診療体制を維持するための積極的な要請活動や患者との信頼関係の確立、サービス向上に努められるとともに、これからの病院のあり方を具体的に住民に示し、住民の期待に適切に対応できるよう一層の経営健全化を推進されることを望みます。

次の次のページ、ページ数1と振ってありますけれども、平成20年度標茶町病院事業会計経営健全化審査意見書。

審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

数値等については、ごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、次平成20年度標茶町上水道事業会計の決算審査意見を申し上げます。

審査の日は、平成21年6月24日であります。

審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施したところであります。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数は正確であるとともに、平成21年3月31日現在における財政状況及び経営成績とも適正に表示されているものと認められました。

水道事業の8ページをごらんいただきたいと思っております。結びであります。

経営成績は、総収益8,870万2,939円、総費用は7,665万4,593円の決算額で、差し引き1,204万8,346円の純利益を生じ、減債積立金として処分を行うなど、例年の経営水準が維持されています。

しかしながら、水道使用料の未収金額が年々増加しており、平成20年度現年度分は収納対策の効果が見られるものの、滞納繰越額は833万6,446円と毎年累増しており、年間営業収益の1割を超える金額となっていることから、早急に適切な対応を講じる必要があります。

財政状況は、資産総額6億7,195万3,252円で、前年度と比較して1億1,519万3,940円の増加となっている。内訳は、固定資産が1億3,669万5,929円増加し、流動資産が2,150万1,989円減少したことによるものであります。

当年度の建設改良事業は、総額1億6,879万3,227円執行されており、この資金は一般会計繰

入金、企業債の発行で1億1,050万円調達し、不足する5,829万3,227円は過年度分損益勘定留保資金5,028万9,283円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額800万3,944円で補てんされている。

財政状況等の変動の要因としては、水源変更事業によるものであり、平成23年度の供用開始を目指し、計画的に進められております。

また、企業債の当年度末未償還残高は2億4,478万5,531円で、前年度に比し406万1,030円の増であるが、計画的に起債償還も行われております。

上水道事業の今後の見通しとしては、人口の減少や環境問題などから給水収益が年々減少するものと予想される中、安全で安定した水道水の供給のため、水源変更事業が行われ、多額な投資を行っており、経費節減など今後も経営努力により収支のバランスが保たれることを望みます。

また、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行により健全な経営の取り組みを推進し、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として一層の経済性を発揮し、住民生活及び生産活動など公共の福祉の増進が図られるよう努められることを望みます。

その後のページをお開きいただきたいと思います。平成20年度標茶町上水道事業会計経営健全化審査意見であります。

審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

数値等については、資料を参照いただきたいと思います。

以上で監査のほうからの意見書を終わらせていただきます。

○委員長（末柄 薫君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時32分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより認定9案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第7号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書については各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に、主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1 款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、2 款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。2 款総務費についてご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 資料に基づいて説明いただいたわけですが、資料のほうの人件費、義務的経費の人件費の部分がかなり努力されていて、この5年間の中でもかなり削られてきていますよね。金額にして2億4,000万円ほど削ってきているということであるのですが、人件費の削減の内容と……

○委員長(末柄 薫君) 職員費かい。総務費。

○委員(深見 迪君) 総務でないですか。職員費、失礼しました。後で。

○委員長(末柄 薫君) 後で職員費のところよろしいですか。

○委員(深見 迪君) はい。

○委員長(末柄 薫君) 今2 款総務費です。ほかに総務費、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、3 款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。3 款民生費についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、4 款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、5 款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、7 款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。7 款商工費、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、8 款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。8 款土木費についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、9 款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。9 款消防費についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、10 款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。10 款教育費です。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。災害復旧費、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、14款職員費について質疑を許します。

深見君。

○委員(深見 迪君) 先ほどは失礼いたしました。義務的経費のうちの人件費が16年度に比べて額にして2億4,000万円、構成比にして0.8%の減。これ方針どおり非常に努力されてここまで持ってきたというふうに思うのですが、1つはこれについての方針と評価を伺いたいというふうに思います。

それから、この人件費削減によって住民サービスの低下の心配はなかったのか。不補充なんかも含めてです。職員の過重負担、あるいは仕事に対する意欲についての問題や心配はなかったのか、これらについてこういう形で決まっていくわけですが、働いている職員は現場でどういう意見を持っているのか、考えを持っているのか、それらについてわかっている範囲で伺いたいというふうに思います。

○委員長(末柄 薫君) 総務課長、玉手君。

○総務課長(玉手美男君) お答えをしたいと思います。

集中改革プランにのっとりまして、順次削減等実施をしてきている状況は委員もご承知のことと存じます。現実には削減等につきましては、職場内での周知等を含めてそれぞれ持ち分を發揮して、住民サービスの低下を招かないようにという形で進めてきているところでございます。削減に伴って職員組合等とも協議等を重ねながら、理解をいただいて進めてきているところでありまして、従前についてニーズにこたえるための判断をそれぞれ機構改革等を含めながら進めているところでございます。従前に比べると、人がいない状況というのは皆さんもご承知のとおりだと思いますけれども、現状この状況を踏まえてサービスの低下をしないことを念頭に置きながら進めております。

以上でございます。

○委員長(末柄 薫君) 副町長、及川君。

○副町長(及川直彦君) 補足をさせていただきたいと思いますが、方針と評価の問題でありますけれども、方針には今総務課長のほうから言われましたように、これは委員の皆さんにも明らかにしておりますけれども、集中改革プランで方針を示しております、それに基づいてやっております、ほぼ目的、目標どおり達成して、職員の現数については若干上回っているかもしれませんが、そういうことで一応評価をしております。特に標茶町のことでないですけれども、先般も新聞等で報道されておりますけれども、地方公共団体においては多分地方

交付税の大幅な削減に伴いまして、組織の存命をかけていわゆる行革をせざるを得ないという状況の中で、そういった面では地方公務員については国の方針を大幅に上回って実施をしているというような報道がありますけれども、本町においても同じような状態が進んでおります。給与削減でいいますと、当初の段階よりは5%を超える削減を実施していきまして、現在も続行中であります。それから、職員数については、年度のとり方もございますけれども、この6年間あるいは7年間で約60名の職員を削減をして、先ほど委員のほうから指摘のあった数値に今達している状況であります。これは、監査委員さんの意見にもありますように、地方交付税がどういう状況になるかわからない状態の中で、行政組織を健全に持続させるという意味では必要な施策として現在も続行しているところであります。心配される住民サービスの低下、あるいは職員のいわゆる労働過重の問題等々についていいますと、多少住民サービスの低下についてはできるだけ低下をしないような状態には意を配しておりますけれども、職員の過重についていいますと、特に私の判断でありますけれども、ご案内のようにどちらかというとの統合、課の統合等を実施しておりますから、そういった面では、あるいは部長制の廃止をしておりますので、管理職あるいは係長職に一部それなりの荷重がかかっている可能性があるかと思っておりますけれども、ご案内のように総じて言うと皆さんの努力によって現在のところ乗り越えてきている状況であります。この先さらにどこまでやれるかというのは微妙な問題でありますけれども、職員の皆さんのお話を聞きながら、その辺についてはさらに緊張感を持って対応していかなければならないかなど。いずれにいたしましても、先ほどの監査委員さんからの意見の発表がありましたように、持続して安定して運営をするということを前提に考えた場合には、やはり現状程度のものについては引き続き努力しなければならないかなどという面もありますし、あるいは一部では収納対策についての力を入れるべきだという意見もございますので、組織的にはその辺の部分についても一部将来的には検討していかなければならないのかなどというふうにも考えているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ほぼわかりました。管理職の過重というのは、見ていて私も結構きついのではないかなどというような感じはしていました。それとあわせて、説明がなかったというふうには言いませんが、現場で働いている職員自身がこの改革をどういうふうにとらえているのか、そしてどんな考え方で、実際にやってきてどんな意見をお持ちになって働いているのかということをもしとらえていけば、とらえていると思うのですけれども、率直に伺えれば、答えただけければというふう思うのですが。

○委員長（末柄 薫君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 基本になるのは集中改革プランでありますけれども、集中改革プランがある日突然天から降ってきたようにわいてつくっているわけでございまして、一定程度職場におけるその辺の会話といいますか、コミュニケーションといいますか、議論といいますか、そういうものも踏まえた上で、どれだけの努力がどの部面でできるかということも含めて、それなりの経過を持ってやってきて、集中改革プランで文書化をされるという経過がございます。それと、総務課長から言いましたように、これらについては一つの手続といたしましては職員団体とも協議をするわけでありまして、そういった形での意見でも聞いておりますけれども、総じて言うと手放しで賛成するということではないのですけれども、なかなかこれ以上のもの

については厳しいのではないかというような声もあります。一律にそれぞれ職員の減数をしていくということにもなりませんので、他の自治体の動向等々を勘案しながら、職場にその意見を、特に管理職中心に職場で議論してほしいということで、数年前にこういうことについて検討できないかということで出しながら、そしてその結果で100%の同意はないかもしれませんが、ほぼそういった理解になってきたかなという段階で実施をするというのと、ご案内かもしれませんが、各職場の減員についてはある日突然そこを減員するという方式よりも、どちらかという退職者の不補充というような形が一つの方式でありますし、それからもう一つは、先ほど言いましたように課の統合等によって処置をするというようなこと等々を含めてやってございますので、そういった面では職場でも一定程度の想定を想像をしながらやっておられるんだろうなというふうに考えております。現状でいいますと、委員も他の自治体と比較していただきますとわかるかもしれませんが、まだ他の町村と比較したときにそれなりにうちの町の施策の特徴が出ている職場は職員が他に比べると非常に多いという状態になっておまして、この点についても当然職員の方々については多分そのことは意識されておるのではないかなというような気がします。いずれにしても、病人を出すということにはなりませんから、その辺については十分配慮しながらいきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（末柄 薫君） では、ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。歳入一括してです。ご質疑ございませんか。一般会計、歳入一括です。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 歳入、収入未済額、不納欠損の関係については監査委員からの指摘もありますから、やりとりは総括でやらせていただきますけれども、例えば1つは軽自動車なんかなのですが、これいわゆる収入未済になっております。14万7,200円ですか。それから、この辺は滞納も合わせて何台分で何件分ぐらいになっているのですか。これまた後で改めて聞きませうけれども、一括か。分けなきゃならないの。いいのか。

○委員長（末柄 薫君） 歳入を一括ね。一括で質問しなくていいです。

税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 軽自動車税の未納と滞納の関係でございますが、現年分が84件、滞納分が20年度末で143件でございます。

○委員長（末柄 薫君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 軽自動車税のことについては、件数がわかりました。

それと、この土地の保有税の関係ですか、これ滞納分収入未済が出ておりますけれども、この内容についてちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 特別土地保有税の関係でございますが、本税につきましては税制

改正によりまして平成15年度までの課税でありますので、すべて滞納繰越分であります。20年度の決算につきましては、調定額が261万4,280円、収入済額が9,340円、それから不納欠損した額が100万8,190円で、未納になった額が159万6,750円です。件数でございますが、20年度末で107件です。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町民税のところの第1款第1項1目のところの現年課税分と滞納繰越分の部分なのですがけれども、これ個人と法人とありますけれども、経過的に個人の部分については61万5,146円という不納欠損額と、それから法人の分の12万円ですか、これらについて何年度分でこの欠損がどういう理由でもって欠損になったのかとか、それから現年課税分の収入未済額がどんな理由で何年分なのか、この辺について後で総括の中で聞かせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○委員長（末柄 薫君） 今でいいですよ。

○委員（後藤 勲君） いいのですか。それなら、そういうことでちょっと聞かせていただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず、不納欠損の関係でございますが、個人の町民税につきましては平成6年から平成17年まで各年にわたりまして33件分で61万5,146円です。それから、法人の町民税につきましては件数が2件で、すべて平成15年で、合わせまして12万円です。

それから、欠損の関係であります。不能欠損する場合には地方税法第15条の7の規定に基づきまして、滞納処分をすることができる財産がないとき、それから2番目が滞納処分することで生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、それから3つ目がその所在及び滞納処分する財産がともに不明であるときという3つの事例によりまして執行停止することになります。それから、不納欠損につきましては、3年経過したときには期間満了ということで欠損となります。また、これとは別に地方税法の第18条の関係で消滅時効というのがございまして、税の場合につきましては5年間を経過した場合には時効で欠損になることになります。この2つの要件により、不納欠損になります。

それから、個別の関係でございますが、個人の町民税の未収の関係につきましてはやはり平成20年度は景気の低迷が影響しておりまして、総所得金額が全体で減少したことによる影響が大きいと思います。特に8割を占める給与所得におきまして2億円以上の所得の減額がございまして、率で約2%の町全体の所得が落ちているという現象の中で、やはり納税の力が落ちているという事実があります。それから、法人の関係につきましては、やはり個人と同じように事業所の倒産ですとか破産、それから営業の不振などによる影響が大きいところだと思います。

○委員長（末柄 薫君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今それなりに話は聞いたわけですがけれども、ただ不納欠損額についてはどの程度町のほうとして努力をしながらここまでできたのかという、そういうような経緯というのはどういうことなのでしょう。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 収納対策全般にわたる話だとは思いますが、まず窓口に納税係と

いう担当がございます。その中で、まず納期内納入をお願いしているところですが、納期内に税金を払えなかった場合につきましては督促状というはがきを送付します。そこからすべて始まる形になります。それで、一定期間が過ぎた場合については催告等文書の中で納税のお願いをするところでありまして、それで、折衝、面談した中では一括で払えないという場合には分割で納めてくださいというようなやりとりをしていますし、さらに先ほど監査委員の意見の中にもありましたが、平成19年からは釧路・根室広域地方税滞納整理機構というところに本町も加盟しまして、特に厳しい案件についてはそちらのほうにお願いして納税の手続を行っておりますし、また平成19年度から開始しております夜間徴収窓口につきましても平成20年度からは月2回、延べ24日間、これは税だけではなく公住ですとか水道料も含めた中で対策をとっているところでありまして、それから、特に差し押さえの関係につきましても平成20年度からは預金調査等もかなり厳しくやっておりますし、監査委員の意見の中にもありましたインターネット、これは道の釧路支庁の指導もあったのですが、釧路管内全体で取り組む確認をしております。標茶町の場合も平成20年度には1回実施して、金額的には小さかったのですが、それなりの成果は上げてございますし、対策につきましては現在のところとれる限りのものは行っているつもりであります。

それで、不納欠損の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり実際は納めていただくのが正しい手だてだとは思いますが、地方税法というのがございまして、地方税法第15条の7に該当する場合については長年置いておいても整理がついていかないものですから、そこに該当するものにつきましても積極的な手続をとらせて、欠損処分をさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 現年度のこれもまた未済が出ておりますが……国保だね、国保。いいの。

○委員長（末柄 薫君） 歳出。国保の歳出各款一括です。各款ね。歳出、ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 医療の給付分なのですが、1,165万3,000円ほど現年度で未済が出ていると。それから、滞納繰越のほうでは、いわゆる未済が8,500万円ほど出ておりますが、欠損は561万円ぐらい出ているのですか。この辺はどのような欠損の内容なのか。

それと、あわせて未済がさらに9,600万円ほどになりますよね、これ来年持っていくと。そうすると、かなりこれも国保のほうも会計大変かなと思うのですが、その辺もあわせてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 国民健康保険税の不納欠損の関係でございますが、平成4年から平成17年までにわたっての部分であります。詳細につきましては、先ほど一般会計の税のほうで説明したとおりで、やはり景気の低迷ですとかによるところが大きいのかなというふうに考えておりますし、特に平成20年度におきましては後期高齢者医療制度の創設により75歳以上の方々が国民健康保険税から抜けられたということも率には影響しているのかというふうに思います。後期高齢者の保険料につきましては、やはり国保税に比べますと収納率が2%以上高いという現実がございますので、かなり影響があるのかなというふうに考えております。

それから、未収の関係であります。一般会計の部分にプラスして、特に滞納が大きくなった場合につきましては、保険証の関係で短期証ということで6カ月未満の短い期間の保険証にかわるものを本人にお渡しした中で、まめに細やかな納税相談を行うように取り組んでおりますし、滞納整理機構のほうにも国保税もあわせて引き継ぎし、お願いしている部分がありますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと聞き取れないところもあったのですが、欠損の560万円というのがかなり大きいなというような受けとめ方しているものですから、ほとんどやはりそれなりの理由があつてのことだとは思いますが、かなりこれを欠損に、本当にこれ560万円からのものがやっぱりしなきゃならなかったものなのかどうか、その辺はここにいなくなったとか、すべてこれはもう不能ということなのか、それともまだここにいて、多少何らかの方法でもいただけということがなかったのかどうか、もう一度その辺あわせてお聞きしておきたいなど。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 国保税の不納欠損の関係ですが、先ほどの件数は108件であります。欠損の理由につきましては、停止の部分につきましては先ほど第15条の7の規定ということでご説明申し上げましたが、欠損になる理由につきましては期間満了3年を置いたものが70件、それから時効にかかったのが30件、それから純粋な時効5年というのが8件でありますので、108件中100件につきましては処分停止を行った上での不納欠損ということで、すべて地方税法に基づいた手続をした上の整理でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと時効30件という、この時効なのですから、本人がここに現状いないということの中で、これは時効成立というのはどういうふうな受けとめたらいいのかな。この受けとめ方なのですから、どういうふうな解釈すればいいのですか、時効の成立というのは。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、以上で認定第6号を終わります。

次に、認定第7号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

以上で認定第1号から認定第7号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第8号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 医業収益が対前年度で500万円を超えるという努力をされて、主要な要因が体制として10対1、かなり大きな要因となっていると聞いているのですが、看護師の確保について、これどのような方策といたしますか、努力をされたのか、その辺をちょっとまず伺いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

看護師の確保対策でございますが、今委員からご指摘ございました昨年の7月から15対1から13対1へ、11月からは13対1から10対1へということで、入院患者1人に対しての看護師数、10人に対して1人ということになりますので、10対1の場合。よって、看護師については最低限それに充足する職員数を確保しなければならないということで、委員ご承知かと存じますが、さきの診療報酬の改定によりまして全国的な流れの中で釧路市内の市立病院と中核病院におきましても入院基本料の最高ランクでございます7対1を選択する医療機関が増加したことによりまして、看護師については引き合い状態ということで、それによりまして地域に開設しております、いわゆる町村の病院の看護師数が公募をかけても応募について皆無の状態ということが続いておりました、標茶町立病院につきましても同じような状況でございまして、今年度いっときちょっと急な退職をする看護師が出たものですから、公募をかけましたところ、応募についてはゼロであったと。それで、いろいろな方策を立ててみました。北海道看護協会主催の合同面接会のほうにも今年度初めて参加をさせていただきましたし、ハローワークの求人についてもちょっと申し込みをして、ハローワークのほうにも登録をさせていただいたと。しかしながら、応募はゼロでございましたし、そういうことであらゆる手段といたしますか、理事者以下職員にも看護師職有資格者がいないか、もしいたら町立病院のほうにちょっと勤務をしていただけないか声かけをお願いしたいということで求めておりましたら、たまたま町内に看護師職の方がいらっしゃいましたので、何とかその方を確保できたということで、大変厳しい状況にはなっているところでございます。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ町外から通っている看護師というのは結構多いのですか。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 遠隔地から通勤しております職員も多うございまして、釧路市、釧路町、弟子屈が遠隔地では主な居住地でございますが、看護師だけで14名ほどおります。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 医師の確保のことなのですが、これも毎回努力の様子、状況を伺っているわけですが、これ年間何回ぐらい医局といたしますか、そういう行動を起こしているのか伺いたいのですが。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今ご質疑ございました常勤医師4名おります医師の派遣元であります医大のほうに町長、町議会議長、病院長ということで、年に2回、夏と冬、夏につきましては大体8月の初旬、暑中のごあいさつ、お見舞い含めまして医師の派遣要請をしてきておりますし、冬につきましては12月に年末のごあいさつ、あわせまして翌年度の医師の派遣の継続要請等行っているところでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 病院のこの決算書の資本的収入及び支出のとこなのですが、いわゆる資本的支出額に不足する額1億4,300万円、そして過年度分の損益勘定留保資金から充てましたよと、こういうふうになっておりますけれども、流動資産と流動負債の関係で上がっておりますが、今年度でこの決算からいきますとほぼ資金の勘定がちょんちょんになっているというか、来年に向けて建設的な投資が要ということになるとお金がないと、こういうことになろうかと思えます、この決算からいけば。そうすると、町のほうにお貸しになっているお金があるわけですから、戻してもらわなきゃいかんなど、こういうことになってくると思うのですが、その辺をひっくるめてこの決算内容からいくと私自身がそう判断するのですが、どんなような判断をされているのかお聞きをしたいなと思えます。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

ただいま委員からご指摘ございました流動資産、流動負債の差し引きの関係で、いわゆる5億円を一般会計、水道会計に貸し付けをしている中で、戻してもらわなければ資金不足に陥るのではないかとご指摘だと思いますが、ご指摘のとおりでございます。病院会計といたしましては21年度の当初予算の町長ヒアリングのときにもちょっと理事者のほうに21年度病院会計を運営している中で、中途において5億円のうち一部を資金不足が予想されることも十分あり得るので、お返しをいただくことになるかもしれないということで協議をさせていただいていたところでございますが、先ほど来からの入院基本料10対1、20年度の決算におきましてもある程度の入院収益が、5,000万円程度の対前年比増という形となっておりますし、今年度に入りまして上半期4月から9月までの収益の累計では入院、外来収益合わせまして半年間の累計だけで対前年比4,500万円程度の増となっております。大きい支出につきましては、建設費、企業債の償還費が年度末に控えてございますが、上半期終わった時点で精査をさせていただきましたが、何とか21年度につきましては貸付金5億円の一部を返還いただかなくても一般会計の繰入金の活用によりましてしのげるかなということで押さえております。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういう状況になるなというふうに心配していたのですが、その辺を目配りしていただければいいのかなと。そして、附属書類のほうでも出ているのですが、決算書類の中でいわゆる資本的支出の3項なのですが、その他の固定負債の償還金って1,000万円ありますね。これは、主なものといったら、どんなものが償還金に残っているのですか。これもあわせて聞いておきたいと思えます。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

資本的支出の3のその他固定負債償還金の中身でございますが、これにつきましては備荒資金組合からの器具、備品等の医療器具等の購入でございまして、防災資機材譲渡事業の償還金の部分でございます。

○委員長（末柄 薫君） 決算報告書、ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第8号を終わります。

続いて、認定第9号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。
越善君。

○委員（越善 徹君） 有収水量でちょっとお聞きしたいのですが、審査意見書にも出ておりますけれども、この中で不明な漏水というのが約6万トン近くあるということですが、この漏水対策というのは何か対策をとっているかどうかお聞きをしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 有収水量と配水量差のすべてが漏水ということではございませんで、消防で使っております水ですとか、それとあと配水水量につきましては配水池から出る水の量を流量計で一括して計測しております。そういう計測器というのは誤差がございます。それと、有収水量につきましては各家庭での水道メーターの料金といたしますか、使用水量でもって積み上げていってございます。したがって、確かに漏水も疑われるのですけれども、現実的に地表に水が出てきて漏水が確認されたところにつきましては速やかに修理を行っております。それ以外で配水管が43キロほどございますので、その中で漏水が起こっているか、あるいはそれ以降の各家庭の給水管で起こっているかということで、中には給水管のほうで漏水が起こりまして、それがわかった時点では減免規定がございますので、そうするとそういうものが含まれていくので、対策といたしましてはわかっている部分について判明した時点で速やかに修理等の対策をとっているのが現状ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 越善君。

○委員（越善 徹君） そうすると、例えば本管で漏水をしていると。微量で地表にあふれない程度の漏水がある場合、これは調査しない限りは対策をとらないということになりますか。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今言いましたように、配水管だけで43キロございます。標茶町の場合、配水管の口径も最低ですと50ミリということで、なかなか地上から聴診器を使って43キロ分をすべて調査するとなると大変な費用がかかってしまいます。したがって、現在のところ配水管に漏水があるかどうかの調査をしていこうという計画はございません。

○委員長（末柄 薫君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 先ほど漏水というのは本管だけがすべてではないよというお話がありましたけれども、それを割合的なものというのはつかまえていますか。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） その割合については、はっきりとしたものはつかんでおりません。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 附属書類だったっけ。附属書類だね。附属……

○委員長（末柄 薫君） 決算附属書類。

○委員（館田賢治君） 前も関係はあるのですけれども、未収金なのですが、営業外収益が出てきていますよね、この未収金の中に。そして、今までは消費税、地方消費税の還付金というのは出てこなかったのですが、これ大きいですよ、500万円からありますから。これ還付金というのはどういうような。去年はなかったですよ。ことしは、これ出てきているものですから、地方消費税としたら大きいですよ。これどういう内容のものなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えしたいと思います。

理由といたしましては、20年度に水源変更を行ってございまして、その工事費1億3,472万4,000円とこの工事費に当然消費税がかかってございます。還付金といいますのは、逆に料金でも税金をいただいております。いただいた料金等にかかわる税金の額よりも建設改良費、資産の支払った消費税が多かったと。差し引きすると519万1,000円ですか、多く工事でもって税金を、消費税を支払っているということで、差し引き分が還付されると。ですから、19年度まではこのような大きな工事を行っておりませんので、それだけの消費税を水道事業者が払っていないということでございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、水源変更で工事代が出てきたもんだから、いわゆる水を利用したやつ料金よりもそっちが多く使ったから、その差額を返してもらったと。そうすると、これ大体地方消費税だから1円ですよ、戻ってくるお金といたら。ちょっと調べてください。わかりました。そういうことだということですね。

それと、固定資産税の明細のところ、当年度減少額が1,540万7,500円ほどありますね。これ詳しくは要らないですけど、減少した品物は主にどのようなものですか。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 先ほど説明しましたように、構築物で76万4,500円ですけども、これは配水管を布設替えによって除却した分でございます。それと、機械及び装置の1,464万3,000円につきましては、検満メーターの除却費でございます。

それと、先ほどの税金の関係なのですが、一応500万円の算出式といいますか、それは先ほど説明したのは資本的収支の調整額でもって、消費税の調整額が800万3,944円ございまして、これでご説明しました。それから、資本的収入にかかわり仮受消費税額が三百……

（何事か言う声あり）

○水道課長（妹尾茂樹君） ええ。ございまして、差し引き519万1,000円還付になるということでございます。

○委員長（末柄 薫君） では、決算附属書類、そのほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ある。財務諸表について質疑を許します。

館田君。

○委員（館田賢治君） 財務諸表の資産減耗費146万4,300円出ていますね、ここに。この資産減耗費の中の数字なのですが、今審議終わったとこの附属資料に、いわゆる当初減少額が2,500万円あります。それに償却費の累計の中に当年度減少額ある。1,317万8,700円。これが減価償却で消えているのです。そうすると、この1,540万7,500円は償却費の1,300万円を引いたものがこの減耗にのるのではないですか。どうですか、これ。私は、そういうふうに解釈していたのです。減耗の百四十何万円というのは、当年度減少額の一千万何ぼと、それからいわゆる償却費のほうの二千三百何万を引いたものが減耗の中にあられてくるのでないかなというふうに理解していたのですが、私の考え方が違えば違うのでいいですから、説明していただければと思います。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 資産の減価償却につきましては、償却期間が決められている中でもって計算していった償却の累計額で算出しております。減耗費につきましては、除却した部分を減耗費として計上しておりますので、償却と減耗という2つで分けてそれぞれ計上させていただきます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） わかるんだけど、わかるよ、言っている意味は。おれも担当課長だったら、そうやって言っているかもわからんな。だけど、わかるんだけど、いわゆる今の言っているのは、今全体で落ちている分1,500万円あって、償却費の中でこれ当然落ちていると。その中は、いわゆる何で落ちているかわからんけど、減耗としては検満メーターだとか、いろんなものが落ちていったとすれば、そのやつが減耗の中に入ってくるでしょう。そうすると、この差額が、この引いた差額が減耗費にのらなきゃだめでない。例えば病院なんてどんなになっているべ、減耗。病院。例えば病院の減耗なんかはそうになっているはずだよ、今言っているように。どこだかな。水道のほうで僕間違っているかもわからんけども、そういうふうにとっていたもんだから、その裏のあれを知りたいのさ。

○委員長（末柄 薫君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時44分

○委員長（末柄 薫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、財務諸表についての質疑を続行してまいります。財務諸表、続行いたします。

水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） ただいま説明したように償却費と減耗費の関係につきましては、償却費というのはあくまでもあるものの償却費、減耗費は除却してなくなったものの価値というか、そういうものでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑。

館田君。

○委員（館田賢治君） 今は附属か。附属というと、財務諸表いいんだもんな。

○委員長（末柄 薫君） 財務諸表です。

○委員（館田賢治君） 資本金の剰余金のとこなのですけども、いわゆる受贈財産の評価額76万4,500円を処分をするわけですよ。これは、内容的にはどのような内容で処分されるのでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） これは、配水管の中に受贈財産ということで前年度末でもって322万7,000円の相当額の配水管がありました。20年度に配水管の布設替え工事を行っておりまして、その中で50ミリのポリパイプ222メートル分が必要なくなって除却しております。この財産につきましては、受贈財産ということで固定資産のほうでは計上しておりましたので、その現存評価額76万4,500円を処分したということでさせていただいております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で認定第9号を終わります。

以上をもって認定第1号から認定第9号までの内容質疑は終了いたしました。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） この書類の6ページの上から8行目に不登校、いじめ防止にかかわる一校一運動と書いてあるのですけど、私の認識不足かどうか知らないのですけど、これということなのかちょっと教えていただきたいのと、それから町独自のいじめ実態調査を実施しと書いてあるのですけど、これらについて詳しく教えていただければなと思うのですけど。

○委員長（末柄 薫君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） まず初めに、一校一運動でありますけれども、町内小学校9校、中学校7校あるのですけども、各学校においていじめ防止に向けた特徴的な活動を必ずやっていただくということになっております。例えば標語をつくって、それを道の作品展に応募して、そして標語でいじめ防止を啓発する学校があったりとか、あるいは休み時間は全部全校生で必ず遊ぶようにして、心の交流を図りながらいじめ防止に向けて活動する学校があったりとか、そういった活動をしながら、すべての学校でいじめ防止、根絶に向けて子供たちが中心となった活動を行うというものであります。

もう一つのいじめ根絶に向けた町村独自の实態調査であります。例えば20年度につきましては7月と12月の2回実施しております。中身については、例えば今年4月から今日までいじめられたことがありますかと、あるいはどんないじめをされましたかと、いじめられたときに誰に話しましたかと、それから今年4月から今日まで友達をいじめたことがありますかと、大体そういう中身についてであります。これの結果については、9月の行政報告の中でも報告しているところであります。

以上でございます。

○委員長（末柄 薫君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それでは、7月と12月ということなのです。これは、毎年これからもそういう形で実行していくということでのいいのですか。

○委員長（末柄 薫君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） いじめ自体については、根絶というところまでなかなかいかないものですから、毎年2回実施していきたいなど、そんなふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 根絶まではいかないということは、裏を返せばいじめがあるのかなという感じはしないでもないのですが、その辺についてはどのようなことなのでしょう。

○委員長（末柄 薫君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） いじめの定義そのものが自分がいじめられたと感じたものすべていじめとするというふうになりました。ですから、例えば調査の中でどんないじめをされましたかということで一番多いのが悪口を言われたということが大変多いのです。これは、小学校1、2年生になりますと特に多いのですが、そういったことから、先ほど申しましたように定義が自分がいじめられたと思えば、それがすべていじめということになりましたので、これについてはなかなか100%なくなるということは難しいのかなということで、道徳等の心の教育とあわせながら指導しているところです。

以上でございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 実績報告の8ページですけど、地域活動の振興という見出しの3行目ぐらいに、こうした状況の中で云々から始まって、それぞれ自己決定、自己責任のもとでパートナーシップが求められてと。ちょっとわからないような内容なので、例を出してこういうことをねらってしゃべったんだよとか、報告したんだよということを聞かせてもらえればいいのですけど。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

この部分では、自己決定、自己責任のもとでパートナーシップという部分ですけども、これはあくまで住民主体といいますか、みずから考え、一番いいその地域によってまちづくりをしていくというときに、みずから決定してみずから行動する。それに対して行動しやすい環境を整えていくのが私どもでしようし、そういう形で行政と民間が両輪となって進んでいくというような、標茶町の基本的な姿勢の部分をお示ししたというふうに考えていただければというように思います。

○委員長（末柄 薫君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 表現がちょっとかたいというか、町民とか住民とかという表現だとこっちも受け取りやすいけど、自分とかという、そういうような表現になると、どっちが本当は、町とか行政のほうが他町ではこういう例がありますよとか、最近ですからいろんな活動が進んだ、道内の町村ではいっぱいあるわけで、そういうことを投げかけて、例えば町民の方とかサークルの役員の人たちが動けば町も応援に回るとか、そういうようなことであれば本当に理想

的になると思うんだけど、そんなような受け取りでいいですか。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

標茶町の地域住民の活動と、それから行政のあり方というのが実は注目を浴びていまして、今北大と教育大学で研究に入ってきております。その中では、やはり住民の皆さんがみずから考えて行動していくという大きなパワー、それとそれを動きやすい環境に整えていく行政のパワーとネットワークという部分であります。したがって、本当特定の方が突出するというよりは、総体的にそういう底力を上げていくということが非常に必要ですし、そういうような力強さを構築していくというのもそれぞれがお互いにかかわり合いながら進めていくものだと思いますので、双方歩み寄りながら、お互いに高め合っていくというような、そしてそれぞれの持つ機能、そして力というものを出し合うような環境を整えていきたいというのがこのパートナーシップということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 6ページにあるのですが、子供たちの防犯と通学路安全マップ、この20年度の活用状況といますか、これをお聞かせください。

○委員長（末柄 薫君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） お答えします。

安全マップにつきましては、事件と事故の両方から子供たちを守るというために作成しているものです。活用状況についてでありますけれども、例えば作成するときには先生方が実際に歩いて、そして家庭訪問や、それから懇談会等で保護者の情報もいただくと。それから、子供たちの情報もいただきながら作成しているところでありますが、例えば20年度において標茶小学校においては、生活科や、それから社会科、理科などの校外学習のときに安全マップを持ちながら、実際に現地を目で見ても確かめたりしています。また、春や秋の交通安全週間のときにもマップを活用しながら指導しております。それと、集団下校訓練のときに実際に先生方が引率をして、各家庭まで子供たちを連れていきながら、危険な箇所、それから防犯の事件等の事例のあった場所等を確認しながら、子供たちが自分の目で見ても確認するというところで活用しているところであります。さらに、例えば標茶町の青少年健全育成協議会や警察とも連携しながら、安全マップの中にはこども110番の家というものを記載しております、そういった点でも活用しているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 別な件なのですが、もう一つ、自立ヘルパーの派遣の問題について伺いたいと思うのですが、20年度これで稼働したのは何件ぐらいなのか、それから自立ヘルパーの対象です。これを決めるときの決定です。これは、どこでだれがしていくのか、どういふふうに派遣していくのかというようなことについて聞きたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 自立ヘルパーの派遣につきましては、介護保険が非該当となった高齢者に対してのヘルパー派遣でございます、20年度は1名の方に対して派遣をしております。決定につきましては、いわゆる介護保険の制度であります認定審査がございます。それ

とあと、地域包括支援センター等の中での本人の生活実態をとらまえて、基本的には住民課の社会福祉係のほうでそういう派遣を決定していくということになっております。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 16ページにいわゆる子育て応援チケットということで、これ当時の地方応援プログラムの中の一環として、19年度で多分総務省の中の交付税措置の中の対象として町の独自の政策方法に従うということでその当時はお聞きをしておりました。その辺の認識という中で、例えば交付事業の実施要綱をきちっとつくられておりますし、今年度は事務報告の中でも56人の新生児の方がチケットを受けておりますが、事業ものにつきましては、今回のいわゆる地方応援プログラムという政策との兼ね合いというものからしますと、期限が3年間ということになっておりますが、実施要綱からしますとその辺については政策としてはどのような考えでいるのか、以後の考え方です。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいまお尋ねになりました子育て応援チケットにつきましては、町長の独自施策ということでありまして打ち出した部分でございます。ただ、たまたまと言ったらおかしいですが、委員お尋ねの頑張る地方応援プログラムというものがありましたので、これについては当面財源として活用をさせてもらったということはあるんですが、この事業につきましてはあくまで町長の熱い思いを持って構築したプログラムでございまして、その辺をご理解いただければと思います。

○委員長（末柄 薫君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 町に対する、歳出削減に対する、そういうものに対しての政策的な支援ということで受け取っておりましたけども、交付税措置等々につきましてはというのはどういう成果があったのかが、また総括的にどういった面が成果として、いわゆる国からの交付税がオンされていたのかと、わかりにくい点ありますが、その辺についてはどういう総括されているのですか。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

お尋ねの頑張る地方応援プログラムの件につきましては、行政改革プロジェクト、それから安心子育て応援プロジェクト、少子対策プロジェクト、安心なまちづくりプロジェクト、森林プロジェクトというような柱立てがありまして、基本的にはこの事業につきましては既存の事業を集約して、このプログラムの活用を財源対策の一環として活用させていただきまして、年間3,000万円という部分での有効活用をさせていただいているという内容でございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） 軽費老人ホームの運営というところなのですが、家庭環境や住宅事情の理由によって、自分の家で生活するのが困難になった人のための施設なようなことを書いているのですが、これ具体的にどういう人のことですか。

○委員長（末柄 薫君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 現在の軽費老人ホームは、B型として今現在運営をしております。B型のほうの性質としては、家庭環境、そして住宅事情等で困っている方が公の軽費老人ホームで生活をされるというものでございますので、そういった方々への福祉的なサービスとして、日常的ないろんな夜間の救護体制だとか、生活援助的な指導なども軽費老人ホームとしてのサービス内容として提供してきているということがこの成果として、文言としてこのような形で成果をあらわしたところでございます。

家庭環境につきましては、いわゆる夫婦間ないしはそこに住んでいる家族間、例えば親子間とか、そういった部分での折り合いが良好ではないといった部分が挙げられます。また、住宅の環境については、現在住んでいる住宅が老朽化をしてきているというような事情によつての部分が挙げられます。

○委員長（末柄 薫君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 以前の総括か何かの質問したときの話なのですが、法の改正によってB型というのがとれると。ただ、このままB型を継続するという話で、そういう方のための対象になっていると思うのですが、そのときはたしか今後介護の必要なような人も入れていくような施設に検討していきたいという話だったものですから、それはまったく検討されないのかと思つて今ちょっと聞いてみたのですが。

○委員長（末柄 薫君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 今後の軽費老人ホームの性質というか、機能のあり方については、今後3年間の中で検討を進めていくということになっておりますので、そのことは現在も検討を進めているところでございます。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 基金のほうなのですが、土地開発基金の運用状況の調書なのですが、これ年々どんどん増えてきているわけですよね。条例では、1億円という数字がのっかっていますが、3倍強になってきていると。これどういうふうにして増えてきたのでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

条例が1億円、それから決算上の帳簿もしくは現金の合計が増えた経過ですけれども、基本的にはこれは委員も条例のほうをごらんになったということで、昭和49年からの条例創設ですから、ご承知のとおり49年というのは列島改造の真ただ中と申しますか、そういった時代から10年ぐらひはかなり高金利時代もありました。ですから、1つには1億円をベースにした、いわゆる運用の状況の利息というようなことが主に要因になっているかというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 財産に関する調書で、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

出資についてでございますけども、地方公営企業等の金融機構ということで、20年度当初予算で180万円、これは多分地方六団体の負担割合ということでこの金融機構に出資していると思うのですが、20年度においては出資したということで、今後の機構について、地方債にかわる、いわゆるいろんなメリットが出ているようでございますけども、これ以降につきましてそういった単に出資したのみならず、これからいろんな面で金融機構がいろいろシフト変わってきている中で、行政としてどういうふうな、こういう出資に対して今後の財政的な地方債の考え方というのをこの出資によってどう考えていくのかなということだけ1点お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

地方公営企業等金融機構につきましては、地方分権改革に基づきまして国の特殊法人でありました公営企業金融公庫が廃止されまして、地方公共団体が共同で設立して自立的、自主的な運営をする今現状の地方公営企業等金融機構が設立されたわけでありまして、公庫につきましては昨年の10月に解散いたしまして、それまでに機構を設立しますが、必要額が166億円ありまして、各地方公共団体が負担するというので、本町につきましては180万円の出資を行ったということでありまして、今後活用する場面が来た場合には、こちらを活用していくということで、公営企業金融公庫の代替をするという機構でありますので、そういう形で全国の各自治体がそれぞれ負担といたしますか、出資を行っているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

（何事か言う声あり）

○企画財政課長（森山 豊君） 今後本町の公営企業で資金が必要となった場合にそういう選択肢が出てくるということでご理解いただければと思います。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（末柄 薫君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定9案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、あす10月28日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 4時13分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 末 柄 薫

平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成21年10月28日（水曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成20年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算
- 認定第 5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算
- 認定第 6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第 8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（14名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|----|------|
| 委員長 | 末柄 | 薫君 | 副委員長 | 田中 | 敏文君 |
| 委員 | 田中 | 進君 | 委員 | 黒沼 | 俊幸君 |
| 〃 | 越善 | 徹君 | 〃 | 菊地 | 誠道君 |
| 〃 | 後藤 | 勲君 | 〃 | 林 | 博君 |
| 〃 | 小野寺 | 典男君 | 〃 | 舘田 | 賢治君 |
| 〃 | 深見 | 迪君 | 〃 | 川村 | 多美男君 |
| 〃 | 小林 | 浩君 | 〃 | 平川 | 昌昭君 |

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 高橋則義君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |

| | |
|-------------|----------------------|
| 農 林 課 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 建 設 課 長 | 井 上 栄 君 |
| 水 道 課 長 | 妹 尾 茂 樹 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 表 武 之 君 |
| 病 院 事 務 長 | 蛭 田 和 雄 君 |
| や すら ぎ 園 長 | 山 澤 正 宏 君 |
| 教 育 長 | 吉 原 平 君 |
| 教 委 管 理 課 長 | 島 田 哲 男 君 |
| 指 導 室 長 | 川 嶋 和 久 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 中 居 茂 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | 牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務) |
| 会 計 管 理 者 | 稲 沢 伸 穂 君 |
| 兼 出 納 室 長 | |
| 監 査 委 員 | 田 中 俊 彦 君 |
| 監 査 委 員 | 伊 藤 淳 一 君 |
| 監 査 事 務 局 長 | 佐 藤 吉 彦 君 (議会議務局長兼務) |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 議 事 係 長 | 服 部 重 典 君 |

(委員長 末柄 薫君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(末柄 薫君) 昨日に引き続き平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎認定第1号ないし認定第9号

○委員長(末柄 薫君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号を一括議題といたします。

総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) (発言席) おはようございます。早速質問をしたいと思います。

最初に、学校の通学路の安全確保について質問いたします。学校では、子供たちの通学路の安全確保についてさまざまな取り組みをしています。そのことは、主要な施策の成果にも記されています。それはそれで評価すべき内容であるというふうに考えています。私は、この間登下校中の、あるいは学校が終わってからの子供たちの幾つかの危険な状況を目にしていますが、子供たちはちっともじっとしていません。学校でいろいろな取り組みをして、恐らく先生方も保護者の方もいろんなことを子供たちに注意したり、行っていると思いますが、それでも事故や事件の危険は子供たちの周りにたくさん発生します。開運橋があるのですが、私あれ完成して実際に何度か歩いてみて、開運橋の欄干の途中がちょうど子供が足をかけて上れるような構造になっているのです、あれ。それで、あれは失敗だなというふうに思ったのですが、今となってはどうしようもないのかなと思うのですけれども、しょっちゅう欄干の中間のちょうどいい足場みたいのがずっとつながっていて、そこに足をかけると。中をのぞくと。もっとすごいのは、下校中だったのですが、開運橋の欄干に足を川のほうに投げ出して座っている。腰かけているといいですか、そういう場面を目撃した方がいて、学校に注意をしたら、そのことを知らせたら、ここだけの話ですが、余りいい答えが返ってこなかったというのです。迷惑そう。その人が言っていたのは、何かお知らせしたのが迷惑みたいな言い方されちゃってさ、だからもう知らせるのやめようかと思っているんだ。まさかそれはないでしょうと言っていたのですけれども、そういうことがありました。それから、オモチャリ川にせっかく危険防止の柵があるわけですが、それを乗り越えて内側をわざわざ歩いたり、通勤ラッシュの朝の車を縫って信号のない道路を行ったり来たり、横断したりする、そういうことを目撃することがしばしばあります。学校の取り組みはとても大切で、それはそれで評価しているのですが、事件、事故はまさしく地域で起きます。地域との連携なしには子供は守れません。先ほどの開運橋の話も地域との日常的な連携があれば、恐らく学校はそういう気持ちで対応したのではないと思いますが、すれ違いはなかったのではないかというふうに思います。日常的な地域とのもっと有機的な連携について、その取り組みの姿勢を伺いたいというふうに思います。

例えばこれはほんの一例ですが、昨日質問した通学路安全マップ、それを作ったんなら、それは当然家庭にも配られていると思いますし、保護者の方はそれを見ながら登下校に、子供のことについてはいろいろ注意していると思いますけれども、しかし登下校はほとんど子供の周りに保護者の方もいないし、学校の先生もいないことが多いわけですから、そういう安全マップを作ったのであれば、それを可能な限り子供の周りにはいる地域に落とすと。幸い標茶町も他の自治体に漏れず、現役の方より元気なお年寄りがたくさん地域にいますので、例えばそういうすべてではないにしても地域に落として日常的な連携をして、具体的な結びつきを強めたらいいのではないかなと。そういう具体的な取り組みが今求められているのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（末柄 薫君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

ただいま委員のおっしゃった部分については、まさしく子供を守るのは地域全体でということで、以前にも学校の安全対策でいろいろこの議会の中で議論された部分がございます。ただいま標茶町でそれぞれ子供たちを守るいろんな地域活動がなされております。ワンワンパトロールを含め、委員も主導的な立場で地域の町内会等を含めて安全対策にご協力をいただいているところでございます。通常子供たちは、学校教育だけの指導だけではなかなか難しい面がございますから、地域全体でということで地域見守隊を含めてご協力をいただいております。日常的なことでそれぞれ町民の方々が一人一人どの部分でできるかということが大変大事であって、登下校で窓から見守る、あるいは外の作業をその時間帯にさせていただく、登下校のときには買い物をその時間帯にさせていただく、そういったことを含めて、町内会長を通しましてそれぞれご依頼をいたしております。毎年町内の広報を通じまして、地域の方々、町民の方々にもご協力をいただいて依頼をしておりますので、さらにそれぞれ町民の方が一人一人この部分を協力をいただくよう委員会としても努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この種の問題は、ペーパーのやりとりや会議の席上での話で終わることが多いので、ぜひ先ほど私有機能的なといいましたが、新しい積極的な取り組みを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目なのですが、自立ヘルパーの派遣について伺います。20年度の実績は、一人の方と聞きました。しかし、これは介護保険非該当の方への支援ですが、この方々にとってまさしく命綱とも言える役場の取り組みだと思い、高く評価したいというふうに思います。この取り組みは、民間の事業所が3つ、居宅介護の事業所が3つありますが、民間では決して手の届かない分野、部分だというふうに思うのです。10月から新たに認定制度が変わり、利用者さんの状況がどのように変化するか予断を許さないというふうに考えていますが、今日は先のことなので、そのことには触れませんが、高齢者を取り巻く状況から考えると、この自立ヘルパーの取り組みは非常に大切であるというふうに思います。これは、今後も続けていく方針なのかどうか伺いたいというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 自立支援のホームヘルパーでございますが、委員ご指摘のとおり介護保険で非該当となった方への支援等々行っているわけです。町の抱えています自立支援へ

ルパーにつきましては、介護保険の非該当者ばかりじゃなく、障害を持った高齢者等の方への支援等も、いわゆる介護保険制度等々で救えない部分という部分での支援をしているのが第一義的に行っております。本年3月に訪問事業所が廃止されまして、4月以降も非該当の方が1名おりまして、その方への支援も行っております。本年4月からは、いわゆる75歳以上の単身、それから高齢者世帯の訪問をさせていただいております。そういう中で高齢者の生活実態をつかむ中で、介護認定に結びついたという例もございます。そういう面では、担当課のほうとしては高齢者の福祉を進めるという観点、それから緊急時での、特に単身世帯の場合、家族が町内に住んでいない場合、いろいろと町として支援をしなければならないときがございますが、そういうときの支援のときにヘルパーさんにも一緒に行って支援をしていくということもございますので、担当課のほうとしては当面この体制をとっていきたいというふうには考えております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ継続していただきたいというふうに思います。

3点目の質問をします。これは、2つの質問を同時にしちやいたいなというふうに思うのですが、昨日は10対1の看護師体制と医師の確保についての取り組みを聞きました。依然として厳しい環境の中で現行の体制維持のために相当の努力をされていることもよくわかりました。10対1の看護師体制の維持は、病院経営の安定した改善のためにも維持していかなければならないというふうに考えています。これは、新たな課題であるなというふうに思います。今一人の看護師を確保するのも大変であるということだと思いますが、これは病院だけのスタッフの努力だけではなかなか大変であると考えます。町内会や各地域振興会、その他の町内組織にも呼びかけ、町ぐるみで町立病院を守っていくという取り組みが必要と考えます。以前行ったような医療懇談会を見ても、健康や病院に対する関心は非常に高いというふうに思います。ご苦労でも懇談会を持ち、その場で呼びかけたり、特別な看護師募集のチラシをつくって病院に置いたり、看護師が今足りなくなると病院が大変な状況に置かれるのだというような訴えもしながら、地域の町内会の集まりなどにも行って直接訴えたり、行動を大胆に行ってはいかがでしょうか。

2つ目に、医師の確保についてもちょっと伺っておきたいのですが、新型インフルエンザで大変な事態ですが、この間この時期だけでも小児科の診察日を増やせないかという要望も出ています。町外の小児科に通う子供も出ています。厳しい状況は承知の上でお聞きしますが、新型インフルエンザの症状がおさまるまでも小児科の診察日を増やすことはできないでしょうか。

以上です。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと存じますが、まず2点目の新型インフルエンザ、ご指摘のとおり今本町で大流行をしているわけでございます。その部分で、小児の部分でいいますと小児科の受診ということになるわけですが、第1週から第3週までは日曜日に着任をさせていただいて月曜日に診療、第4週については日曜日に着任をさせていただいて月曜日、火曜日診療ということで、旭川医大のほうから医師の派遣をいただいております。実際診療日につきましては、風邪症状のある小児が受診をいたしまして、A型の陽性判定を受けてお帰りになる患者

さんが結構今いらっしゃるわけですが、そこで現状の診療日より拡大できないものかということのお尋ねですが、以前より旭川医大の小児科医局のほうとは協議をさせていただいておりまして、将来的には医局の医師が増える状況になった場合につきましては、標茶町立病院には診療日数の拡大ということは実現できると思いますということをおっしゃっていただいております。しかしながら、現在も教授並びに医局長ともお話をさせていただいておりますが、依然医師が十分に充足をしていないという状況で聞いておりますので、新型インフルエンザの流行期ではございますが、非常に難しいといえますか、困難な状況であるということでお答えするしか現状ではないということでお考えしております。

それと、1点目の10対1の維持、ご指摘ございましたとおり病院といたしましても入院患者10対1の維持というのは収益の確保、そして患者サービスの向上の上からも今後も維持をしていかなければならないということでお考えしております。昨日もお答えをさせていただきましたが、現状におきましては何とか病棟看護師含めて確保させていただいて、10対1に対応できる看護師数を確保しておりますので、また新たな退職者等出て欠員が生じる場合もあるかと思っております。そういう中では、昨日の答弁におきまして新たな取り組みということでの看護師確保対策ということも申し上げた次第ですが、町内会、あとチラシ含めましていろいろな方策を立てながら、何とか看護師の確保に努めていかなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問ですが、土地開発基金条例について質問したいというふうに思います。

土地開発基金条例では、基金の額は1億円とすようになっていて、1億円でスタートしました。相当昔からスタートしたということは昨日の説明で聞きましたが、20年度末の現在高では現金で1億6,000万円を含めて、その3倍強の3億1,500万円、これが基金として積み残っていると。これほど多く増額した要因については大体聞いたのですが、この長きにわたって少しずつ積み重ねてきた基金なのですが、その点について幾つか質問したいのですが、まず第1に土地の1億5,000万円何がしの今後の用途の予定はあるのかどうか、また売却の予定はあるのかどうか、その意思といえますか、これについてまず聞きたいというふうに思います。1点目、それだけ先に。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

保有している土地の用途あるいは売却の予定があるかということですが、まず1つに売却という考え方もありますが、これ委員も条例をごらんになってご承知かと思っておりますが、基本的にはいわゆる公共用、公用、そういった形で将来の、あるいは活用を見込まれるものについて先行取得をしていくという趣旨のものでありますから、一般的には即売却ということになりません。ただ、売却という言葉の基金上の理念からいいますと、当然行政目的という形の中で、一般会計の中で必要な部署が予算化をして買い取っていくという形になりますから、そういった意味では例えば一つの例でいいますと、旧営林署等の用地を当初の計画ですと公営住宅の建設予定地ということで当時の中では議論してはいたけれども、いろいろな状況の中で公営住宅の整備が別な形で、時代に合わせた形の中で計画変更になった中で現実的には使われなくなるという

うことでは、簡単には目的があったものが時代によって変わっていく。あるいは、簡単に今のこういう経済情勢の中では活用していく、新たな公共施設が考えられていくということは、少なくともここ数年の中では考えられないです。ただ、これはあくまでも先ほど言いましたとおり、それぞれの部署の中でいろいろな事業を計画するわけですから、そういった中で生じた場合についてはそれぞれの関係部署と協議をしながら、処分をしていくというようなことは今後もあるかと思えます。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこで、49年ですか、これからですからかなり長きにわたってこの基金が継続されているわけですが、基金の効率的な運用に努めるということは条例でこれはもちろん義務づけられているわけであります。また、条例の第5条では、一般会計あるいは特別会計の歳入に繰り入れて運用することができるというふうにもなっています。私は、一般会計繰り入れによる効果的な運用をもうそろそろしてもよいのではないかというふうに考えているのですが、いかがなものでしょうか。硬直した基金の状態というふうに僕は見るのです、これずっと見ていくと。比較的硬直しているのではないかなと。俗に言えば塩漬けとかいう言葉もあるのでしょうけれども、基金の状態をこのままにしておくのではなくて、住民に対して優先的に行わなければならない行政需要、今のこの厳しい時期にはまだまだあるのではないかというふうに考えるのですが、この点ではいかがなものでしょうか。聞くところによると、土地開発基金自体も割と廃止する自治体が多分これ大きな都市のことなのかと思うのですが、出てきているというふうにも聞いているのです。そういう意味でも今の質問の2つ目ですが、土地開発基金というのはこれからもこれだけの金額で本当に必要なのだろうかというようなことも感じています。この2点についてお答え願います。

○委員長（末柄 薫君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

1つは、土地開発基金のできた時代背景でご理解をいただきたいと思えます。規定上については、制定当時の経済、社会情勢を反映した中身になっているというふうに私のほうでは理解しておりますけれども、それと土地開発基金の性格といいますか、価値観といいますか、そういったものが時代、時代の経済情勢、あるいは社会情勢と非常に密接に関係をしております、その点で価値観を理解をされたり、あるいは多少理解が薄まったりする、そういう性格を有するというをぜひご理解いただきたいなと思えます。特に開発基金の趣旨というのは、単年度で、あるいは一、二年で結論を出すといいますか、成果を出すというような性格になっておりませんから、非常に長いスパンで物事を考えていかなければならないというような事情が1つございます。そういった面では、管理課長のほうからも説明があったように、あるときには公営住宅の用地としての先行取得が必要だということで取得する。しかしながら、これも時代の物の考え方が変化をいたしまして、住宅を建てる場所はそこよりもここではないかという新たな議論が出てきます。そういったときにその時点で切ってしまうと、切って理解をしようとする、かなり面倒な話になります。必要だと思って取得したものがあるときには必要でなくなるという。その判断というのが必要な時期の判断が間違えだったのか、あるいは必要でないということが間違いなのかという議論になってしまいますけれども、いずれにしても判断はその時点、その時点では正しいのだと思うのです。そういうことを乗り越えなければならない性

格を基金が有していますから、ある時点ですばっと切って、これはいいか悪いか、こうしたほうがいいのではないかという議論はあって結構なのですが、なかなかそのことが将来に向かったときに果たしてそれが妥当であるかどうかという問題も当然起きてきますから、そういった二面性で当然土地開発基金の関係については見ていかざるを得ないのではないかなということが1つございます。

それと、他のところでは塩漬けの云々の話もありますし、廃止の話もあります。もう一つは、全国の自治体における土地開発公社におけるところの土地の保有の問題と公社の財務上の赤字の問題が大きく取りざたをされている状況がありまして、特に公社の財務上の問題と、資産としては土地を多く持っているのですが、実際には活用できないという問題との違和感といいますか、数字上の差異があって、これを何とか早目に整理をしなければ、本元の地方自治体の財政に大きく悪影響を及ぼすということで廃止の方向とか、いわゆる処理をしてしまうということを急いでおられるというところもほかにございます。今私どもの標茶町の土地開発基金については、少なくとも本体であるところの一般会計に大きく財政状況にマイナスの影響を与えるという状況は全くございませんで、どちらかというところと逆に土地開発基金があることによって長期的なスパンで施策の運営と財政上の運営ができるかなというふうに理解をしているところであります。

それと、もう一つは、有効活用の問題でありますけれども、平成14年度以降、特に15年度以降交付税が大幅削減をされまして、昨日も委員のほうから職員の給与、職員数の削減の話についてご質問がありましたけれども、この間大変厳しい先行き見通しの立たない中で、それ相当の財政を運営上の緊張したような形で運営してきたのも事実でございまして、そのためにいわゆるやりとりとしては議会議論もそうでありますけれども、多少皆さんのご要望に率直にこたえられる状況になかったのも事実であります。しかしながら、そういった中でもいろんな行政需要に対応するためには、ご案内のように本町では土地開発基金のほかにも基金をそれぞれ有しておりますので、その必要性がある場合について言えば目的基金、あるいはそれ以外の備荒資金等を含めて、建設事業等であれば財政調整基金を含めてこれらの取り崩し含めてやりながら、財政運営をしていると。あるいは、長期的な健全な財政運営のためには、ただ単に使い切ってしまうという方式ではなくて、償還をしながら長期的な財政運営に耐えられるようにその処置をしておりますから、今土地開発基金をとりあえず廃止をして、いわゆる財産を緊急にそれに使わざるを得ないという財政的な需要といいますか、は今のところ特別というよりも特にはないのではないかと。ほかの基金でもし必要があった場合でも対応できるのではないかなというような考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 行政需要が生じたときには、大いに他の基金を含めて取り崩しながら対応していくということですので、この問題についてはこれで私の質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございますか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） （発言席） まず、病院の事務長にちょっとお聞きをしておきたいな

と思うのですが、リハビリの関係なのですが、この報告書の数字見ると900万円台の稼ぎですね。そうすると、レントゲンのほうとも似たようなことかなとは思いますが、昨年19年度よりも実績が下回ってきております。そこに2人ほど配置されているわけですが、そうなることで昨年は1,100万円台を稼いでおります。今回は950万円ぐらいの働きになっているわけです。この辺随分時代にしてはリハビリの売り上げが上がらないのかなと、こう思っているのですが、人数とあわせてその辺はどうお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいなど。

○委員長（末柄 薫君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

リハビリテーション科につきましては、理学療法士、技師を2名配置し、また物理療法のほうについては臨時職員を1名配置させていただいて運営をしているところでございますが、委員ご指摘のとおり昨年度よりは訪問看護、訪問リハビリも含めまして、訪問リハビリについては介護報酬でございますが、診療報酬、介護報酬ともに落ち込んでいるという現状でございます。訪問リハにつきましては、最近今年度に入りまして利用者数もふえているわけですが、いかんせん地域においての利用者、遠い方でございますと阿歴内地区のほうまで訪問させていただいて、リハビリを行っているという現状もございまして、そのいわゆる訪問に係る時間等々ちょっとロスをするという部分もございまして、なかなか日程の中に少しでも多くの利用者を組み込みたいところでございますが、そういう部分でのロスということもあるわけでございます。しかしながら、毎月月末の管理会議等通じまして、委員長以下リハビリテーション科の技師、技師長につきましても出席しておりまして、診療報酬のいわゆる収益の確保ということは議論しておりますので、リハビリテーション科に限りましては新たな事業の取り組みということで、これにつきましてはご承知のとおり標茶町立病院改革プランにもちょっと文言として計画の中に載せていただいておりますが、通所リハビリを新たな事業として22年度から実施していこうということで今内部で検討させていただいております。十分実施については取り組める状況にあるなどということで考えておりますので、そういう意味ではちょっと昨年度より、19年度より落ち込んだ収益、診療報酬とはなっておりますが、22年度からは収益のアップというのは図られるのかなということで考えております。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これを見ていると、余り1,000万円切ってくるとちょっと気になるなど、こういうふうな思いで、通所リハビリを今度新たに入れながら、売り上げを上げていく、収益を上げていくということであれば、それに期待をしたいなど存じます。

それから、いわゆる税の関係から始まってこの収入の未済額、そして欠損というのについては、やはりかなり目がそこに行ってしまうわけですが、ここにはそれなりにありますけれども、本来全部一つ一つお聞きしておけばいいのですが、今日また標茶でも活躍された方が亡くなっていて、その関係私自身も仕切らなければなんなくなつたので、ところどころかいつまんだところお聞きをしておきたいなど、このように思います。まず、軽自動車の関係なのです。昨日私もちょっと聞きましたけど、何件分かということで、現年度は84件、そして滞納分は143件と聞いておりますが、この収入未済額、いわゆる件数にこれ1台ずつなものなのか、台数としてはどのくらいになるのかというのと、それから滞納の分は軽自動車、大して高いお金ではないと思うのですが、この回収見込み、どのような考え方に立っておられるのか。そうしない

と、滞納繰り越しが来年に向けてまた100万円以上繰り越されていくと、こういうことになるわけですが、この辺はどのような取り組みをしようとしているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 軽自動車税の滞納の関係でございますが、未納になる主な原因というものにつきましては、個人の廃車の手続の未了ですとか、所有権移転の漏れ、それから車検のない場合ですと手続をしなくても特別本人に不利益がないという部分もございますし、また1台当たりの税額も非常に小さいものですから、なかなか本人との交渉が難しいというものがございます。本人とお願いしながらやっているという部分もありますし、実際手続のないものにつきましては確認も行いながら、整理していく部分もあります。

あと、特別滞納のある方につきましては、現年分の納税通知書を送るときに車検用の証明書というのを自動車税と同じでつけるのですが、その部分を添付しないで納税交渉できるような手だてを行うとか、あと可能な限り住所がなくなった方とかにつきましては現地の確認等も行いながら、賦課の適正に努めてまいりたいと思っています。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いわゆる軽自動車のやつは、みんな道税だったら高いけども、軽四の関係だからそんなにないのかなと思っていたら、やはりこうやって滞納繰り越しが130万円からあるということと、そして今課長が言われた車検。車検のときに車検の税金払ったという証明がつかないと車検とれないわけですから、その割にはかなりこれ随分残っているなど、繰り越しが。課長がルーズにしているわけではないけども、少し甘いのではないのかなという感じを受けているものですから、その辺は車検のときにこの滞納繰り越されている分については車検受けていないというふうにとってよろしいのですか。もしそうだとしたら、何台分ぐらいあるのですか。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 台数については、ちょっと今明細ありませんが、先ほど申し上げましたように車検が必要な車で何年も滞納している場合につきまして、また住所等も判明しない場合は、実際今年も現地のほうを確認している部分もありますし、ご本人と面談できましたときには町の手続で済みませんので、軽自動車協会というところで手続しなきゃならないことになっておりますので、その辺についてもご本人のほうにご依頼申し上げて、古い部分については納税のご協力をいただくなど手だてをとっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 理解しているのです。理解しているのですけども、この残されているもんが車検本当にもうとらないで、もう廃車か何かにしていかんきゃなんないというものなのかどうかということをやったり確認しなかったら、どんどん、どんどんこの数字が残ったまま、うまくいけばこの数字が横ばいになる、また増えていくということになるものだから、それで聞いているのです。ただ、車はあるよと。車はあるけども、車検も何もっていないんだと。もう廃車しなきゃなんないのがこの数字になってきているんだよというのであれば、これはこれですべて廃車手続をするなり、そういうことをしてあげればいいのかと、こう思うので

す。ただ、現年度分はまた別ですよ、現年度分は。請求を出して払ってもらえないのですから。ただ、車検の時期を過ぎて繰り越されている部分について、特にその辺のはどうなっているのかなという思いで聞いているということなのです。その辺聞いている側としてはわかってもらいたいのですけど、どうですか。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 質問の内容については十分理解しておりますし、今後とも確認しながら、滞納が出ないように手続してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ご理解いたしました。

12款の分担金、農業分担金について、これをちょっとお聞きをしておきたいなと思います。これこの数字からいくと調定が2億900万円、収入済みが6,700万円、そして未済が1億4,100万円ということですが、これをさらに分けてみると、現年と滞納繰り越しに仕分けしてみると、いわゆる現年の未済が2,000万円くらい出てきますよね。それから、滞納分はいわゆる1億2,100万円ぐらいあるのですか、滞納繰越分が。そうすると、これが毎年出るわけでもないけど、時々このところ皆さん触れているのですけど、これ今回もまた来年度に繰り越していく部分の滞納が増えてきている。これこういうように増えていっていいのかな。どうなのですか。その辺を含めてちょっとお答えをいただきたいなと。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、農業費分担金の現年分の収入、それから滞納繰越分の収入、累計すると累増している状況にあります。これについてどうなのかというご質問なのですけれども、現場としても決して好ましい状況ではない、何とか解消したいということで日々取り組んでいるところであります。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、現年度と滞納繰越分と両方分けて、どのような努力をしているのか、今日せっかくの決算委員会ですから、その事情なり内容説明をしっかりとさせていただきたいなと、こう思うのですけど。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

取り組みの内容なのですけれども、現年度分、滞納繰越分合わせてなのですけれども、現に営農を営んでいる方々については、農協の組勘のほうから引き落としがされるということで、ほぼ納入がされている状況であります。滞納繰り越しになるのは、営農を中断される方、された方が中心になってございます。営農を続けている方については、特段の対処というのとは行っておりませんで、これは通常納税通知書を発付して納めてもらうというサイクルになっております。それら以外の滞納繰り越しの要因になっている方々につきましては、現年度分については未納の場合については督促状を発付する、それから現年度分以外の方については既に督促状を発付しておりますから、都度催告書等を発付しております。また、いろんな機会でも窓口に来ることもありますし、現場で会うときもありますし、そういうときには農業費分担金のことをお話ししたりとか、そういう日常的な取り組みを行っております。

それから、過去の議会において農業費分担金が法令上、滞納処分の取り扱いについて地方税に準じる形をとっているから、そうすべきではないのかということもご指摘いただきまして、平成19年度には実際に差し押さえ等も行っております。平成20年度分の歳入の中には、それらの差し押さえがもとになって納入されているという、200万円を超える額なのですけれども、実際に納入を見ているというようなこともあります。なかなか差し押さえをしてもそれが100%町の分担金を解消するまでに至らない。例えば土地の売却代金が負担金の額よりも小さかったりとか、いろんな事情があるのですが、現在私どものほうとしてはとり得る手段をとりながらやっているという認識でおります。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これかなりやっぱ数字が大きい数字ですから、そして課長の言われる話からすると現年度分については現在営農されている方々がほとんどだと。それで、現年度分ももう既に離農された方々が多いということ。それで、現年度分と滞納分は、これ現年度分は何件くらいあるのですか。そして、差し押さえされてそこに過不足が出た場合、出たら出たでいいのですが、それはそれとしてやはりどんな程度の金額が今まででは出ているのですか、金額的には。例えば押さえて、お金にしてそれを埋めて、1,000万円あったやつが押さえたやつが800万円だと。200万円はだめでしたと。この辺の話もできればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

平成20年度の調定件数でいきますと、現年度分については全体で121件という実績になっております。その中で資料、未収が36件になっているのですけれども、この36件がほぼ営農を中断している方というご理解でよろしいかと思っております。

それから、これまでの差し押さえの実績なののですけれども、済みません。ちょっと過去のすべての資料今手元にございませんで、平成20年度の先ほど申し上げた差し押さえのほうから入ってきたという金額なのですが、分担金の総計が1,300万円ほどありまして、そのうち平成20年度において納入いただいた金額については280万円ほどの金額になってございます。それらにつきましては、差し押さえの性格上、差し押さえの時点で納期限が到来している債権しか差し押さえできないということで、まず1点ありますのと、あと残った分については引き続き納入の努力をしてもらうということで、納入確認書等をとりながら対処をしているところでございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 20年度分は、総額で1,300万円くらいあったということですか。そのうち280万円が回収されたと。そのほかに19年、今までの過程の中で全部でということですか、これ。そうではないのですか。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ただいま申し上げました1,300万円という数字は、その方のすべての金額でございます。そのうち平成20年度において差し押さえにより280万円ほどの納入があったということでございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは、1件ですね。1件ということであれば、そのほか20年度以外

にも何件ぐらいあるのですか、今までに。

決算委員会だから、それなりの資料は持ってきているのかなと思ったのです。まとまったそういう資料がもし後でないとなんと出でてこないというのであれば、これはこれでまた後で…いいですか。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

差し押さえの実績の関係でございます。今まで6件について差し押さえを実行しております。それで、これらの方の差し押さえ時点での滞納額については、1,100万円ほどでありました。それで、差し押さえを実行して納入いただいた合計額については230万円です。これは、平成19年度までの数字ですので、先ほど申し上げた280万円をこれに加えていただきますと、これまでの累計になってございます。

それから、差し押さえの実態といいますか、実情なのですけれども、どうしても土地が主な財産になってくるということでございます。それで、実際にこれまで差し押さえを実行したもののについては、離農段階で公社に買い取ってもらう案件等について事前に差し押さえをして、農協さんと協議をしながら納入をしてもらうということなのですけれども、地方税法の中では強制執行ができることになっているのですけれども、仮に町が単独で差し押さえをした場合、買ってもらうのは今度地域の農業者ということで、なかなか法律解釈どおりに町だけでは何とも進めたいというような実態もございます。現状としては、先ほど申し上げました公社等により買い取りが確定しているところについて事前に差し押さえをしながら納入をいただくという方法をとっております。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） やることをやはりしっかりやっているのだなというふうに私もとらえました。今年だけでもやることやっても1,500万円からまた増えていく、こういう実態ですから、努力がどんな努力したらいいのか、本当に迷うぐらい大変でないのかなとは思いますが。ただし、こうやって課長から話を聞くと、やることだけはやっていると、こういうことから、さらにこういうものが増えないように、やはりちゃんとその辺は理事者ともよく相談しながら、関係機関とも前向きで解決に向けて、まずまた1年間やっていただきたいなど、このように思います。

それでは、負担金の関係なのですが、児童福祉負担金の関係なのです。これもまたちょっと気になるものですから聞いておきたいと思うのですが、現年で300万円からなるのです。繰り越しが1,600万円あったわけですね。そうすると、全体の未済は1,700万円近くになります。この辺はどんなふうにとらえているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（末柄 薫君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 児童福祉負担金につきましては、現年度分で調定額に対して収入額、いわゆる収入未済額が300万円ぐらい出てきております、20年度において。これにつきましては、現年度でございますので、その都度といいますか、年度末にも向けましてなるべく金額が大きくなならないような形での保護者への納入督促はしているところです。過年度分につきましては、昨年より若干20年度におきましては収入額が多くなっておりまして、収入未済額そのものでいいますと、現年度分、それから過年度分を含めまして昨年と比べまして9万円ほどの

増になっています。そういう面では、現在保育所に児童がいる場合につきましては入園の手続等々があった場合に保護者のほうにもお話をし、過年度分については分割して納入する方法等をとっているわけですが、特に最近はいわゆる児童手当がかなりの世帯に出ています。そういう面では、そういう児童手当等々の出る部分で過年度分、現年度分を含めて保護者の負担にならないような形で納入をいただいているというのが現状でございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことになりますと、私も今度子ども手当や何かの関係が新しい政権下で出てきますから、これで少し協力していただいて、これは減ることができるなど、やっぱり政権交代もたまにいいことだなど、こんな感じでいたわけですが、それはそれとして課長の言われたとおり努力を常にこれも重ねていただきたいなというふうに思っております。

それから、まだところどころ聞きたいのですけれども、農業の水道の負担金の関係です。これ滞納分42万円あるのですが、この42万円はこれはどんなふうに考えていけばいいのですか、これ。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 農業水道の負担金でございますけれども、滞納繰越分につきましては納めていただくように努力をしておりますけれども、残念ながら20年度においては納めていなかったということでございますけれども、できるだけ負担金、使用料も含めてですけども、納めていただくようなということでやっておりますけれども、まず現年度分についてはできるだけ上げていきたい。その上でこういう経済状況の時期でもありますので、過去の滞納分についてもできるだけ納めていただくような努力をしているということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これもちょっと金額は小さいですけども、やはり努力をしてもらいたいなと思っております。

それと、農業使用料の関係でちょっとこれもお聞きをしておきたいなと思っておりますが、いわゆる未済が128万7,000円から出ておりますが、これは今までにはなかったですね、繰り越したとか。滞納繰り越しや何かなかったですね。これが出てきています。それと、ついでに牧野の施設使用料2億六千何百万円がこの事務報告のほうから見ると2億六千……多少数字が違うのですが、これ何か意味あるのですか。農業使用料のこの関係、いわゆるどんなような関係の未済なのですか、これ。

○委員長（末柄 薫君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農業使用料の収入未済額として記載されているものについてお答えいたします。

これにつきましては、農業環境管理施設使用料でございまして、いわゆる美幌の堆肥舎の使用料でございます。実は、当方といたしましても納期限内、あるいは遅くても出納整理期間中の処理ということで、トラクター利用組合のほうにお願いをしていたところでございます。実は、5月の末に出先の金融機関で納入いただいたと。期限内にいただいたのですが、たまたま6月1日に週末をまたいでしましまして、収入役の引き継ぎが6月になってからということでここに記載されてございます。現時点ではゼロになってございますので、ご理解いただきたいと思

います。

○委員長（末柄 薫君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 牧場の部分につきましては、委員ご指摘の部分につきましては哺育事業のお金が含まれていないということで、足している部分と違ってくると思います。ですから、事務報告書の中に哺育の2,300万円足していただきますと、ほぼ収入の金額合うと思います。

（「哺育の分が含まれていないのね」の声あり）

○育成牧場長（表 武之君） そうです。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 住宅使用料についてお聞きをしますが、欠損金も出ておりますし、これ現年度未済が200万円からあるのですね。それから、滞納で2,400万円。2,400万円くらいあるのですよ、これ滞納で。欠損そのものは2万6,400円でごく小さな数字だと思いますけれども、それでもこれどんな内容の欠損なのかというのと、滞納の繰越分と現年度滞納分の事情というのはどのような押さえ方していて、滞納分はどんな考え方持っているのか、あわせて聞いておきたいなと思います。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答え申し上げます。

欠損の部分ですけれども、この部分につきましては平成12年度の住宅使用料の部分でございます。このケースにつきましては、退去されて町外、他管内ですけれども、そちらのほうに転居をされた方のケースでございます。その間私どもの担当する前からもそうなのですけれども、いろいろとご本人とやりとりをしていると。町外ということで、直接的な面接はできませんですけれども、私自身も欠損前にも何回かお電話でやりとりしましたけれども、いわゆる退去時のやりとりからいろいろありまして、例えばご本人はきちっとしているという主張をされる。しかしながら、現に私どものほうでは2カ月分程度の残っているということで、そこのご本人と町がそういう請求行為をすることのギャップが基本的にはあるということがまず話がかみ合わない。それで、どういうことかもっと具体的に言いますと、退去時には通常の敷金というのを入居時にいただいて滞納等の部分についてはその段階で整理するというようなことも含めてあるのですけれども、その段階でご本人に当時返してしまったというケースもあって、その中でもし仮にあったとしても精算されたいだろしというような考え方で、とにかくご本人は滞納している意思がないということで、かなりのやりとりをさせていただきましたけれども、町外であること、それから単純に時効の援用を使うわけにはいきませんが、そういった形の中で滞納繰り越しの部分について不納欠損せざるを得ないという最終的な判断をさせてもらったというところでございます。

それから、滞納繰り越しの事情ということでのご質問ですけれども、決して胸を張って言える話じゃないですけれども、私どもの住宅使用料というのは委員ご承知のとおり、税外の中でも多分一番大きな調定額、1億円を超えている調定額なのですけれども、収納率にいたしますと98%、特に20年度については若干落ち込んでいますけれども、過去数年見ても98.五、六ということで限りなく99%に近いような徴収率を上げてきている。それは、やはり担当者も含めて現課で一丸となって滞納処理しているということで、そういった部分では本来100%というのが当然でしょ

うけども、それなりのといいますか、きちっとした形の中で対処してきているというのが私どもとしては考えているところです。私どもの課の中では、以前も何かのご質問でお答えしたかと思えますけども、基本的にはこれはもう役場どこでも同じでしょうけども、督促、催促、催告というのは当然のことですけども、いろんな形の中で保証人ですとか、あるいはお勤めの方であれば会社ですとか、あるいは同じ文書でも普通郵便であったり、配達証明だったりということで、いろんな形、面接も含めてやってきているということです。その部分では、決して満足はいきませんが、それなりの収納率を上げているところでございます。特に事情ということになりますと、いろんなケースがあります。例えば高齢者の方で、生活保護まではいきませんが、いわゆる低額な年金の中で生活費がどうしても優先的になってしまうというケースもございまして、当然子供さんがたくさんおられてそういった養育費等にかかってしまう、そんなようなケースもあります。いずれにしても、ただ単にルーズな形の中で納めないのだという方については何らかの形の中では年度内に徴収はほぼできているのかなと思えますけども、それなりに生活実態としてやはり厳しいものがあるなというのはこの昨今私ども感じている状況だということでございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 事情はそういうことでわかりますが、現年度分は何件になっているのか、それから繰り越しとのかかわり合いを持っているのが何件あるのか、ちょっとその辺お聞きをしておきたいと思えます。

それと、今課長が言われたことは全体に通じることなのですが、生活支援というか、生活が非常に大変だと、こういうようなことでそれぞれがいわゆる未済額を整理していったときに、もし生活が大変だ、大変だという形の中で、これはだれが行っても無理だなというようなところもあろうかと思えます。そうすると、やはりこれは町としても何らかの方法で支援策を出して、整理するものは整理するということが大事になってくるのではないのかなと、こう思うのですが、その辺は課長ではだめかな。理事者のほうの答弁になるのかわかりませんが、その辺どうですか。課長でもいいです。

○委員長（末柄 薫君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） 件数でございしますが、現年度につきましては実質で26件です。それで、ほぼ新規の部分といいますか、はほとんどありませんから、過年度の部分と含め、ダブってくると。過年度が202件ですから、そういう部分の方と件数的にはダブってきます。

それで、不足の分は理事者のほうから補足あると思えますので、私のお答えできる範囲で支援策という部分については述べたいと思えますけども、支援という形ではございませんけども、当然住宅使用料の減免の規定、要綱がございまして。そういった部分では、規定の中の範囲の部分でおさまれば減額率も5分の4から5分の1ぐらいまでありますけども、そういった形の中で個々の対応はさせてもらっているということでございます。

○委員長（末柄 薫君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 収入金の各般にわたってのご質疑をいただいておりますが、総括的に対策といいますか、どうするかという考えでありますけども、これも以前から議論をさせていただいておりますけども、1つには特に払わないのが悪いのか、取らないのが悪いのかという議論であります。これ払わないのが悪いのか、取らないのが悪いのかという、どちらが悪いのかとい

う議論ではなくて、社会の中に払うべきものは払うという、そういった秩序、あるいはどうしても払いたくないけれども、払えないという場合にどうするかという秩序、基本的にはその辺ができ上がっているという前提のもとに今日があるということをもまず考えていかなければならないかなというふうに考えています。監査委員さんからのご指摘もありますけれども、その努力が妥当であるかどうかという、そういった表現等についても感じるところがあるわけでありまして、非常に難しい状況にあるなというふうには思っております。ただ、議会等でのやりとりを含めて、先ほども農業者分担金でありましたように、過去には差し押さえをしていなかったのですが、農地の差し押さえも行うとか、新たに皆さんの声を背景にしながら、差し押さえした側からはご不満もかなり指摘されるわけでありまして、地域社会の皆さんの声を背景に新たな取り組み、努力もしていかなければならないなど。そういうことで私どもだけで一方的な取り立てをするということは、これも議会議論で過去からありますようにできない。一方的な取り立てをできない中で、なおかつ何で残しているのかという問題もあります。私どもからすると、ぜひ生活を整えていただいて、お支払いをいただきたいという形で、実は国民健康保険税の部分でも、いわゆる余り高くないように押さえながら一般会計からの繰り入れを8,000万円、9,000万円を入れながら、税の増嵩対策をしたり、あるいは緊急雇用対策を独自で打ち出しながら、また生活の体制を整えてもらう。その他にもほっとらいふ制度によるいろんな施策も行っていきながら、ぜひ生活を整えていただいて、お支払いできるものについてはお支払いいただきたいという、そういうような政策を講じなきゃならない。一方では、昨日も税務課長から説明しておりますけれども、いわゆる不能欠損する場合の法的手続が、法的な規制がございます。そういった面ではいいですと、生活収入状態を調査させていただいて、生活保護基準以下の場合についていえば執行を停止せざるを得ない。そこを無理して徴収をしていくということができないという状態になっていますから、そんなこんなを加味していった段階での今日の結果であります。

農業者分担金等においては、同じ農業者の方々が分担金について払わないのはおかしいという議論を農業者の方々の中で議論してもらっている中で、実は理解を深めていただいているという例もありまして、いかに社会全体がそういう理解に立っていくかということ是非常に大事だと。隣の人が払っていないことについて何も言う必要はないと。私が隣のことを言う必要はないというのは当然のことですけれども、だれが払っているか払っていないかではなくて、こういうのはみんなで払っていくことがまちづくりの重要な考え方なのだと。この場でも議論は結構でありますし、ただもう一つは地域社会の中でみんなで何とか払える、払うべきものは払おうじゃないかというような議論を喚起していただくこともこれまた重要なことかなというふうに思います。引き続き各収納金についての努力はさせていただきますし、監査委員さんからも監査の際に担当者のほうもかなりそういった面では具体的な個々の指導も受けておりますから、引き続きいろんな手だてを講じながら努力してまいりたいというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 副町長言われたように、いろんな形の中で努力していただいて、できるだけ欠損なり、この数字が上がってこないような状態というのに努力をしてもらいたいと思います。

農業の手数料なのですが、これ2,400円、こんなの滞納繰越の分の中で出てきている2,400円ありますよね。農業の手数料、2,400円の未済はこれ滞納ですよ。こういうのはちょっと考えられないのです。それと、これ事務報告書の調定している額とここに出ているやつとちょっと違うよ、これ。100万円ぐらい違ってきているけど、これいいの。

(何事か言う声あり)

○委員長(末柄 薫君) 館田君。

○委員(館田賢治君) ちょっと調べていて。一応こっちのほうのやつまだあるけど、これでこっち聞くの時間の関係上ちょっと省略をさせてもらって、別なところに。

いわゆる企画財政、森山担当課長のとこのやつでちょっとお聞きをしたいなと思いますが、オートキャンプ場の関係でお聞きをしておきたいなと思います。オートキャンプ場、非常に人が込んでいるというお話を聞きまして、昨年と比べてみたら、やはり昨年よりも1,000人ぐらい増えています。本当に大したものだなと思うくらい増えているのですが、簡単なここに出ている数字を私も決算してみました。担当課のほうからも聞きながら、決算をしてみたわけですが、いわゆる19年度の収入は約500万円、四百九十何万円、そして平成20年度、今年のこのやつを見ますと460万円、これでかなり人数が増えた割には収入は上がっていないなど、こうとったのですが、この辺はどう受けとめているのかお聞きをしておきたいと。

○委員長(末柄 薫君) 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、虹別のオートキャンプ場、約1,000人ほど利用者が増となっております。これには2つの要素がございまして、1つはあそこはご案内のとおり都市公園の飛び地になっている公園になっていますので、公園利用という考え方でいきますと19年との差でいきますと、釣り客等があそこに入っているわけなのですが、オートキャンプ場の利用というよりは公園利用としては釣りをする方、そういう方が約1,000人のうちの半分、約500人が入っているというのが利用者の実態調査の中でわかりまして、実は今年の20年のときにはその数をオートキャンプ利用というよりは公園利用という形でカウントしているというのがまず半分あります。それからあと、残りの半分なのですが、実際に利用者は増えていることは増えているわけです。ただ、利用料にはね返らないと申しませうか、フリーテントですと1名に対して幾らという形で金額も出てくるわけなのですが、サイトでいきますと1サイト幾らというカウントになりますので、そうすると1サイトに1名使っていても同じ料金、1サイトに6人も7人も使っていても同じ料金という形になるものですから、そういう部分では利用者が増えたという部分と実は利用料が並行して増えていくというような実態にならなかったということで、利用実態を調べましたら、そのような数字が出ておりましたので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○委員長(末柄 薫君) 館田君。

○委員(館田賢治君) 話は本当にわかりやすく、ご理解をいたしました。ただ、この中の決算の中を、経費の中を見ますと、いわゆる保守点検関係は20年は下がっています。保守点検関係は下がっている。そして、水道光熱費、これは19年は116万円ぐらいだったのです。120万円ぐらいだった、水道光熱費。ところが、20年度は水道光熱費、水と電気とガスを入れると130万円近いのです。これ水道、電気、ガスなんかは増えている。それから、役務費の例えば電話、

ファクス代は去年は18万円ぐらい、今年は二十七、八万円、30万円近くかかっている。というふうに考えていくと、課長が今答弁された内容については理解をするのですが、中身の数字からいくとどうもちょっと待てよと。じゃ、売り上げが上がらないけど、経費がこんなに上がってきていいのかと、こういうふうに思っちゃうものですから、お聞きを今していると。この辺はどうとらえていますか。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 済みません。光熱水費の関係がちょっと19年と比較数値がなかったわけなのですが、手数料の関係でいきますと電話の部分でいきましたら約17万円ぐらいになっていまして、平成19年で、水張り試運転、調整ということで手数料が11万円分あるので、この分が20年度分は突出したかなというふうには思っております。そういう部分では、電気料、水道料の部分でいきますと、先ほど言われましたコテージ等の、フリーサイトでいきましたらそういう部分は使わないのでしょうか、通常のサイト分でいきますとそちらのほうが多数利用された。人数が多かったとすれば、そういう部分で出たのかなという、ちょっと推測も含めてなのですが、そういう形になっていまして、ただ利用実態といたしましては先ほどご説明しました半分が新たに加えた分、もう一つがサイトでの利用が増えたという内容でありますので、その辺についてはぜひご理解いただければと思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） こういうようなことにもなる場合もあるなということで、課長も推測ながら、その辺も頭に入れながら、今後この辺の管理もさらに一段と管理をしていただきたいなど、このように存じます。

次に、商工観光の関係で、いわゆる中小企業の予算を盛っておりますけれども、北洋さんと信金さんにいわゆる4倍の融資、それから自称、お助け資金というのですか、これ金利が無償で500万円まで5年間、それから設備もひっくるめてなのかな、7年の2.3%までのいわゆる保証料を補償するようなことありますが、この辺の商工関係の使い方というか、流れはどんなように押さえておりますか。

○委員長（末柄 薫君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

委員お尋ねの部分につきましては、経営環境再生資金、通称、お助け資金という形になっていますが、これにつきましてはご案内のとおり1億5,500万円、それで両行にお預けいたしまして運用を行っています。それで、これにつきましては今お話ありましたように、1つ従来の部分でも保証料については全額補償していくという形でありまして、もう一つ新たなのは、認定を受けた場合に平成20年でいきますと2.5%、本年度は2.3%という形で利子がつくわけですが、それについての補給も行っていくということでもあります。それにつきましては、1つは中小企業信用保険法の第2条第4項による認定が必要になってくるわけですが、認定状況は昨年10月1日より始まっておりますけれども、20年度につきましては18件の企業が認定を受け、うち実際に利子補給を受けられている方につきましては9件の方がご利用なさっているということでございます。それぞれ用途につきましては、運転資金ということになってございます。金額につきましては、借り入れにつきましては総額で4,200万円ということでの借り入れ実績になってございます。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この制度、標茶ぐらいでないかな、こうやってやっているの。本当にこれは商工の関係ではいい制度だなと、こう思います。そこで、これは本当に持続して、こういう制度を引き続きやっていただきたいのですが、また国と関係ありますが、今国で亀井大臣のところで一応資金の猶予をする法案を提出すると、こういうふうになっております。12月でもいいのかな、3月でもいいのかなと思っていましたけども、決算委員会のほうがいいかなと思って今お聞きするのですが、仮に法案が通って、その制度が出てきた場合、3年据え置きすると国は言っている。この制度は、そういう制度がなくて、例えば5年間のものを3年置かれたら、2年間で返さなければならなくなります。そうですよね。例えばこの制度を国の制度にのっけたとしたら。のっけられないのなら別だけど、のっけられるのかなという前提で聞いているのですが、そうすると2年間で返さなきゃなんないことになります。7年のものであれば、4年で返さなきゃなんなくなる。ということになると、これもまた償還に無理がかかる。この制度が国と出てきた場合、今うちでやっている制度が本当にいい制度ですから、国の制度に合わせてさらに延ばしてあげれるというようなことは考えてもらっていいのかなと思うのですが、その辺はいかがなものかお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 本町の中小企業に対する融資制度につきましては、国、道の制度も配置される中で、それ以上に町内業者の方がいわゆる利用しやすい制度にするということで、この間も金額含めてですけども、いろいろ変化して今日にあります。先ほどお褒めをいただきましたけど、管内でもないわけじゃないんですけども、条件が標茶ほどいいところはないなというふうに理解をしております、トップだろうというふうに理解をしているわけです。ただいま委員からご指摘のあった部分につきましては、ちょっと詳細については私どもにまだ入手できていないんですけども、私どもの中小企業融資の性格といいますか、持ってきた任務のことから考えますと、国の制度よりはいま一步踏み出さなければ町内の中小企業の方々には利用しにくい状態があるのかなということがありますので、国の制度がかつちりした段階では、いわゆる金融委員会という委員会を設けておりますけども、北洋、信金さん、そして労金さんも含めて、商工会の皆さん含めて金融委員会を開いておりますので、その中でこの町にふさわしいあり方がどのようなことなのかというのと、もう一つはあくまでも中小企業融資でありますから、融資モラルを余りにも変化させないような形で、皆さんが使いやすいような制度にしていくことを検討をしていかなければならないなと思っておりまして、今の段階ではどうするかということについては前段申し上げたようになっておりませんが、そういう金融委員会を通じながら、その辺の動向を探って対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そっち答弁できるのかい。答弁できない、まだ。そうしたら、まだありますけど、最後のほうにしたいと思います。

今日こうやって決算委員会を開いているわけでありまして、こうやって議論をしていけば非常にいわゆる現金主義というか、単式という資産と負債との関係も、なかなか将来に対する負担だとかというのぼっと出てこない。なかなか時間あればお話もしたかったのですが、商工の関係での憩の家の関係についてもすかっとこないものもある。これもだんだん徐々に国

の流れも経理の内容もいろいろとどんどん来ていますけれども、そういうことを踏まえながら、書類見ていたのですが、私今回の決算、いわゆる全体的に見て、監査委員の報告には記載はされていませんでしたが、総体的に見て評価のできるものだなと、こういう感じを持って見ていたのです。というのは、一般会計も0.6%の繰り入れを出し、いわゆる国で定めてきている数字もしっかりと押さえて、ただ基金的には全体的には5,000万円ほど増えています。これも将来ということを見たら、このぐらいのものは当然将来負担ということになるとこれは当然のことかなと、こういうふうに見させていただけにありがとうございましたけれども、その辺も含めて今後町理事者のほうにこの決算を踏まえて、来年度にどのような考え方で予算編成に臨まれるのか、これもひとつお聞きをしておきたいなということが1つであります。非常に決算も総体的には皆さんの努力が、職員の努力が実られているものだなと、このように思います。

私監査委員のほうにお聞きをしておきたいなと思うことが1つあります。これは、財政の健全化の比率の関係でありますけれども、いわゆる一般会計、そしてまた普通会計については標準規模という財政のうち59億円からの標準規模の財政の中を中心とした展開をしてある。ただ、企業会計の場合、20という数値が定められているわけですが、恐らくこれは資金不足ということでありすけれども、これは資産と負債の、流動資産ですよ、流動資産と流動負債とのバランスが狂った分が資金不足ということになるわけですが、そのときにこの20%の数字を使うときに、いわゆる一般会計のほうであれば標準財政規模でやっております。企業会計の場合は、何を基準としてこれは審査されればいいのか、その辺がちょっとわかんなくて、監査委員のほうに監査したときのあれをこの部分を聞いておこうかなと思ったものですから、ご承知であれば、ご承知だから当然なのでしょうけど、ちょっとお聞きしたいなと。

○委員長（末柄 薫君） 監査委員、伊藤君。

○監査委員（伊藤淳一君） 大変難しい質問を受けましたが、私の知り得る部分では、黒字であれば負の数字になりますので、そういう部分でうちの場合については資金不足等の比率については記載ないということになりまして、今言われました健全化基準、20というものについては、正直言いまして私ども書類上の数値がいろいろありまして、そういう中でそういうふうに表示されているというふうにただとらえまして、繰り返しになりますが、黒字であれば比率は負になりますので、このとおり記載なしというふうなことを受けまして、よしといたしましたというところですので、十分質問に答えられなかったかもしれませんが、監査の立場としては以上であります。

○委員長（末柄 薫君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 来年度の予算方針の考え方についてのご質問がありました。新年度の予算編成方針の調整会議を9日に予定をしております、13日に職員の皆さんにお示しをする予定でありまして、まだ基本的に細かなものについては決まっては決まっていない状態であります。前段標茶町の財政、各数値あるいは決算についてのお話がありました。ご案内のように、ここまでに至るまでにはかなり厳しいご意見をいただきながら、今日を迎えています。行革についても生ぬるいという意見をこの場で何度も聞きましたし、そういうことを含めて今日を迎えた状態であります。そしてなおかつ、基金の増加についてご指摘がありましたけれども、これも基本的にはこれまでの経過を含めて、あるいは職員のみならず、町民の皆さんのいわゆるご検討した、奮闘した結果がこの数字だというふうにありますし、特段財政的に非常に豊かになってき

たという意味合いのものではないなというふうに考えておりますし、当然何が起きるかわからない状態であります。特定財源の廃止も含めて、このかわりに地方に入ってくる金がどうなるかもまだ明確になっていませんから、そういった面では5,000万円という金はそんなことから考えますと吹き飛んでしまう話でありますから、そんないろんなことがこれから先まだいろんな風が吹きさらすかもしれませんので、そういったことも含めて、あるいは過去の議会議論を含めて今日の状態が形成されているということでご理解をいただきたいと思います。来年度の部分でいいますと、特に総合計画の実施計画の3カ年計画を皆様にお示ししておりますけども、その中にも既に明らかになっております耐震関係で、各学校の整備が今年度、来年度で非常に大きなものになりますし、小学校の改築もございます。あるいは、来年は行政施行の125年という節目の年にも当たります。そういったことも含めて、あるいは国からの新しい政権交代に伴うところの施策の変更に伴ういろんな問題もありますから、その辺もろもろ考慮しながら、新年度の部分については考えていかなきゃならないなというふうに今考えているところであります。

○委員長（末柄 薫君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 決算資料、事務報告書の調製した担当といたしまして、各課にわたるものですから、私のほうから答弁させていただきます。

事務報告書の7ページの農業手数料の内訳でございますが、人工受精牛捕獲手数料が533万9,250円、調定、収入とも同じでございます。それから、農業用水道審査手数料が現年分でございますが、調定13万8,000円、収入済額も同じでございます。それから、農業用水道審査手数料の滞納繰越分、調定額が2,400円で、これは収入未済となっております。それ以外の部分につきましては、現況証明手数料ですとか、利用権設定等登記手数料ですとか、特に農林課の窓口での諸証明の手数料で、これが一括で86万9,880円で調定、収入とも同じとなっております。

○委員長（末柄 薫君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） ただいまの滞納分の2,400円につきましては、平成7年度に農業水道で引いたときの手数料でございます。この方は手数料だけでなくて使用料についても滞納があったために、面談して協議しまして、とりあえずまず使用料のほうから払っていただくということで現在進めております。したがって、使用料が全部払い終わった時点で今度手数料についても納入していただくということで話をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（末柄 薫君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 一応そういうことで、ひとつ金額2,400円ですけども、取れると言ったら変ですけど、回収できるということであれば努力をしていただきたいと思います。

以上で私の総括終わります。

○委員長（末柄 薫君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（末柄 薫君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第9号まで認定9案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定9案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(末柄 薫君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(末柄 薫君) 以上で本委員会に付託を受けました認定9案の審査は終了いたしました。

これをもって平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午前11時47分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 末 柄 薫